

明治行幸史料

分類	2
卷数	
番号	2337



明治行幸史料

御通輦日記

年九月二日

日也、晴、川中、國所、
管轄境、川中、國所、
御入輦止、坑川橋、
御先導警部一人、
名、少、隔、テ、二十名、
迎、八、五時、二十分、
御小休所、トセラレ、
驛へ、御着輦、
泊驛行在所、
迄、里、程、一、里、
二十四丁、
二十、
八、
二、
尺、
十、
リ



(明治)
十一年九月二十八日

本日拂曉より晴天、山海の眺望尤も宜し。午後五時(官縣)管轄
越中國境川へ御入輦。此時境川橋の手前に於て、縣令・大書
記官及び御先導警部一人聖駕を奉迎し、巡査は橋詰に三十
名、少し隔て二十名を整列し、配置掛警部之を引率奉迎す。
五時二十分宮崎村へ御着輦、九里東太由方を御小休所とせ
られ、五時三十分同所御發輦、六時泊驛へ御着輦、伊東祐
明方を行在所とす。管轄境より泊驛行在所迄里程一里二十
四町二十八間二尺なり。境川以西は都て御馬車にて、御道
の早きこと實に驚入りたり。蓋し越後地路悪しく、爲めに
御隙取りの處、越中地は道路も宜しく、殊に時刻も遅はり
たるを以ての故ならん。管轄境より泊驛迄の御道筋兩側に
は、笹付の青竹を立て、之に七五三繩を張渡して祝意を表
す。尤人家の前には繩を張り、拜見人は都て繩の中へ入る
を許されき。且沿道の人家は、國旗及び角又は丸の挑灯に

日章を描がき店前に差出せり。其内境村には挑灯の上へ松
或は槓等の常磐木に櫻花を製して出しとせり。又村中數ヶ
所に紅白の幟を立て、境村・泊驛等店頭に鏡餅及び神酒を
捧げたる家もあり。且宮崎村拜見人は櫛を所持するもの多
し。又御道筋所々に、飲水並に馬口洗水と書したる掲榜あ
つて、大きな桶に水を出せり。又處々に假便所を設けた
るあり。此邊は僻地にして、僅かに山海の間に並列する村
落而已なるにより、拜見人左もあるまじと思ひの外、境川
以西境村迄御道筋の兩側には老若男女羅列し、境村より泊
驛入口迄は左程にも見受けず。泊驛には随分拜見人も夥
し。併し立錫の地なしと云ふにはあらず。宮崎村を御發輦
の節、該村の出口に於て小兒人力車の爲めに挽き倒さるゝ
あり。又拜見人の内供奉官の馬に狼狽し、路傍の一段低き
石原等へ倒るゝあり。孰れも幸ひにして負傷せず。
學校生徒は境村の入口に、境村又は太平村と記したる標旗
を立て、凡五・六十名計宛、境村より宮崎村迄の間には廣明
小學校及び笹川村其他二・三ヶ村の生徒あり。孰れも教師
又は學區取締等之を引率して奉迎す。

此日巡査の配置は、魚津警察署の巡査二十名を以て御道へ配置し、出張巡査二十名を儀仗の先に立て、又三十名を儀仗の後締として、加納八等警部・河合九等警部・辻九等警部にて之を指揮し、夜中行在所の警衛は、出張巡査二十名を以て之に充つ。

午後六時泊驛へ御着輦前人民雜沓中、東京府下船松町杉原留吉、大坂府下高津町白井松次郎なる者、拜見人の所持せし紙入を掏摸せんとするを、泊分署詰巡査にて之を認め、直に捕縛差出すに付、直に魚津警察署へ引送る。

十一年九月二十九日

本日は拂曉より曇る。七時三十分の頃より雲晴れ、藤原新村の邊より立山の眺望大に宜し。

午前七時泊驛行在所を御發輦、八時十分入膳村へ御着輦、米澤紋三郎方にて御小休。八時二十分同所御發輦、黒部川の門は御板輿に召換へさせられ、九時三十五分沓掛村へ御着輦、本傳寺にて御小休。同時四十分同所御發輦、九時五十五分三日市驛へ御着輦、嶋直平方を行在所とせられ、同所にて御晝休あり。泊驛より當行在所迄の里程四里六町五

十七間なり。正午三日市行在所を御發輦、午後一時五十分光寺村へ御着輦、大徳寺にて御小休。同時三十分同所御發輦、二時二十分魚津驛行在所寺崎與一郎方へ御着輦。三日市驛より魚津驛迄の里程三里九町十六間一尺、本日御行程都合七里十六町十三間一尺なり。本日は道路尤も宜しけれ共、御馬車は昨日より稍緩かなり。

泊驛行在所より以西、魚津驛行在所迄の御道筋、青竹に七五三繩を張りたること等昨日の通、又沿道の人家は孰れも柵を構へ國旗を掲ぐ。挑灯又は行燈等を出せり。泊驛にては大なる松の盆栽を店頭へ差出し、神酒・鏡餅を捧げて祝せるあり。魚津町にも神酒・鏡餅を捧げたる家は澤山なり。又飲水・馬口洗水及び假便所等も所々に設けたり。黒部川には新たに船橋を架渡し、通御を便にす。拜見人多く、小川・黒部川・布施川・片貝川の川原には充滿すと雖も、其他村市中を除くの外、官道筋には餘計に見當らず。蓋し混雜せざる様該區長に於て注意せしものならん。三日市驛拜見人の内、短銃を腰にしたるものあり。供奉官員陸軍少尉兼少警部梶川十左衛門にて之を認め、取調べられたるに郵便

脚夫なりと答ふ。然れ共答方曖昧なる故、魚津警察署へ引渡相成たるに、右は魚津郵便局の配達人に相違無之段、同所郵便局より申出るに付、右人并短銃は郵便局へ相渡す。學校生徒は、小川の橋際に紅白の旗を持し凡二百名計、柵山新村邊には三・四ヶ村の生徒凡四・五百名あつて、男子は孰れも御國旗を持せり。三日市驛より東狐村に掛る間には、道市村・上野村其他數村の生徒凡三・四百名計出頭し、黒部川原には精神小學校其他數校の生徒紅白の旗を翻へし、三日市驛にも百名計、布施川・片貝川の川原にも凡千人許もあり。孰れも教師にて引率せしなり。尤も片貝川原に奉迎せし女生徒の内には、緋の袴を着したるものあり。魚津町入口にも該所の小學生徒整列して奉迎するに、男子は新調の洋服を着し、女子は洋服に緋の袴を着したるもあつて、其形唐子の出立に彷彿たり。

柵山村には假小屋を製し、是にて苅揚げし稻を稻扱にて粃を落し、落ちたる粃を摺、春にて糠を取り、玄米に製する迄の職業を爲し、入膳村には路傍に床を掛け、十四・五歳以下の婦女子にて紡績・織機等の業を爲し御覽に入れしに、

暫時御車を留められ天覽あり。又植木村にても稻扱、粃摺等の業を天覽に供し奉れり。

此日巡査の配置は、昨日の方法を改め、魚津警察署の巡査二十名、富山警察署の巡査二十名を引揚げ、之れに出張の巡査六十名を加へて御道筋へ配置し、加納・河合・辻の三警部儀仗の前後に立つて之を指揮し、夜警は出張巡査の内二十名に、魚津警察署の巡査十名を加へて立番せしむ。

拜觀人の内、中には再び拜觀せんと、裏道より儀仗の前途へ趨走するものあり。大に御目障りとなる旨其筋より御沙汰に付、配置の巡査にて爰に注意せしめ、右所業を爲さんとするものあらば直ちに之を制止せしめり。

十一年九月三十日

本日は朝より曇り、十一時五十分頃より細雨降出し、午後三時頃より大に強し。

午前七時二十分魚津驛行在所を御發輦、八時笠木村にて暫時御野立。八時五十分滑川驛へ御着輦、竹中禎三郎方にて御小休。九時十分同所御發輦、十時水橋驛へ御着輦、廣瀬菰藏方を行在所とせられ御晝休あり。水橋驛迄の里程三里

五町十四間三尺五寸なり。十一時十五分水橋驛行在所を御發輦、同時五十五分町袋村地内宇聖人松にて暫く御野立。午後十二時五十分町新莊村に御着輦、草野耕多方にて御小休。一時同所を御發輦、二時富山町へ御着輦。本縣支廳諸官民並發輦所支廳の官員は一同町端へ出て奉迎す。同所にては東四十物町中田清平方を行在所とせられたり。水橋驛より富山町迄の里程三里七町二十一間二尺五寸。本日御行程都合六里十二町三十六間なり。道路は可なり宜しけれ共、御行程近きを以ての故か、御馬車は徐々として御通行あり。

富山行在所へ御着輦の上、大隈參議御代見として、病院并に師範學校へ御巡覽あり。

魚津驛行在所より以西、富山町行在所迄御道筋宿驛には、必ず柵を構へ、早月川以東は都て兩側へ七五三繩を張れり。魚津驛の外滑川・水橋等の人家は、御國旗を掲出すれ共挑灯は差出さず。飲水・馬口水・假便所の設は、所々に之れありと雖も、早月川以東に比すれば稍疎なり。

魚津驛より水橋驛迄は、宿驛中は勿論人家なき所と雖も、官道の兩側には拜見人羅列し、尤も水橋は爲めに立錐の地

なし。水橋より富山町迄の道路は、常願寺川の堤なるを以て左右の地低く、故に此間は拜見人も少し。富山町に入りては拜觀人充滿せり。行在所近傍に至りては立錐の地なく、立番の巡査制するも力及ばず、遂に竹の柵を壓倒するに至る。

學校生徒は早月の川原に整列し、滑川及び水橋驛の村端にも出頭し、毎校其校旗の小形なるを掲標す。富山町には小學生徒二・三十人充は處々に見受けたれ共、校旗を掲標する等の事なし。

本日巡査の配置、水橋以東は魚津警察署の巡査二十名、富山警察署の巡査十名に、出張の巡査六十名を加へ、水橋以西は魚津警察署の巡査七名、富山警察署の巡査二十五名に出張の巡査六十名を加へ御道筋へ配置す。富山町にては、仍ほ加ふるに高岡警察署の巡査七名を以てす。夜警并に警部指揮の方法は昨日の通り。

此夜行在所前人民の群集すること甚敷、依て要用を帯びたるもの、外通行を指留むべしと宮内省よりの御沙汰を受け、假に繩張を以て通行を支へしむるに、午後八時頃警視

本部の指圖なりとて、警視巡査にて右の繩を解きたり。行在所前復た喧噪、宮内省より元の如く往來差留の儀を復び達せらる。故に前の如く取計ひしに、午後十時警視本部よりは又之を差解くべしと、此際巡視の加納八等警部へ指圖あり。加納は警視本部の命を以て復其繩を取除けしに、人民群集喧噪の爲め、聖上御寢難被爲在に付、斷然往來を差止むべしとの宮内省より被達たり。依つて澤野七等警部直に警視本部へ出頭し、終に往來を差留むるに決せり。該所如斯群集するは、蓋し飛驒或は越中國と雖も、山入の村落等後れて參着の者は、該地に止宿すべき旅亭なく、爲めに市中に立つて夜を明かし、翌日の通御を拜觀せんと待つものなるべし。

本日婦負郡岩木村神通川渡船場に於て、宮腰村山口平次郎外十五人溺死す。右は御通輦拜觀せんとの一念より、過量に渡船へ乗込みしより、船覆沒遂に此に至る。深く惘然に被思召、溺死者の遺族へ金五拾圓恩賜せらる。

十一年十月一日
本日は拂曉より快晴。

午前七時富山町行在所を御發輦、同所愛宕町大間知莊平方にて臨時御小休。吳服山には御腰掛の設あれ共御駐輦なく、八時四十分中茶屋村へ御着輦、島崎七左衛門方にて暫く御小休有之。九時三十分願海寺村へ御着輦あり。此所にては佐崎伊作方を御小休所とせられ、同時四十分同所御發輦、十時十五分小杉新町御小休所寺林清憲方へ御着輦。十時三十分御發輦、十一時二十五分に大門新町へ御着輦、笠間之幹方に暫時御休。十二時三十五分高岡行在所育英小學校へ御着輦、此所にて御晝休あり。富山より當所迄の里程は六里十二間二尺五寸なり。午後一時五十分高岡行在所を御發輦、二時三十五分立野村へ御着輦、長久寺にて御小休。同時四十五分に同所を御發輦、三時三十分四十萬村へ御着輦、島田七郎平方にて暫く御小休あり。五時二十分今石動行在所道林寺へ御着輦なり。高岡より今石動迄の里程四里三町二十七間三尺、本日御行程合せて十里三町三十九間五尺五寸なり。中茶屋村より小杉新町迄は、道路隘狹に付拜見人も稍薄きゆゑ、御馬車は少し早めなれ共、高岡以西は別段早きと云ふにあらず。

富山町・高岡町・今石動町等の如き宿驛には、毎戸柵を構へて拜觀人を道敷内へ出さざることに制し、野間にては此設け無之と雖も、處々に飲水馬口洗水を出せり。又沿道の人家は都て御國旗を出して祝意を表す。高岡横田町には、兩側共軒端に七五三繩を張れり。又四十萬村には鏡餅を飾り、生花を挿みたる家も四五軒あり。又大門庄川の橋上には紅白の旗數十旒を掲げ、實に見事なりき。拜觀人富山町に在つては、昨夜より行在所近傍に夜を明したる者共、孰れも神通川原に群集し、該川原の廣きも爲めに立錫の地なく、其他行在所より吳服山迄の間は道路兩側に充滿せり。小杉・大門・高岡町・今石動等にも拜觀人群集し、爲めに雜沓甚敷ク所も有之しなり。

學校生徒は四・五十人宛、富山町數ヶ所に奉送す。又小杉・大門にも四・五十名充町端へ出で整列し、高岡町には男子は奉迎し女生徒は奉送す。尤該所は生徒の數も殆んど千餘名に及ぶへくして、且赤き旗を建て、各組教員にて引率整列せり。

神通川及び大門の庄川にては、漁夫鮎及び鮭などを獲るの

業を爲して御覽に入れ、戸破村にては農夫稻抜き、靱摺・製俵等、總て其業の順序を追ひ天覽に供したり。四十萬驛へ御着聲の際、御小休所の向ひにては奏樂して奉迎す。

本日巡查の配置は、富山より高岡迄は富山警察署の巡查三十名、高岡警察署の巡查十八名に、出張の巡查六十名を加へ、高岡より今石動迄は、高岡警察署の巡查十八名、今石動警察署の巡查七名、金澤第一警察署の巡查十名に、出張巡查六十名を加へて御道筋へ配置す。警部の指揮方并行在所夜警の方法は昨日の通り。

本日午前五時富山町出發にて、大隈參議・品川内務大書記官・佐伯大藏權少書記官・熊野大書記官等、伏木港へ御廻りに相成、高岡御晝休中に同所へ着相成る。

十一年十月二日
本日拂曉より晴天。

午前六時四十分今石動行在所御發聲、八時十分天田越新道字五間橋御野立所へ着御。夫より御板輿に被爲召換、天田峠を御越し、八時三十分九折村へ御着聲。同所にて又御馬車に召させられ、九時二十五分竹橋驛御小休所細川續方へ

御着聲。同時四十分同所御發聲、十時三十五分津幡驛へ御着聲、同所弘願寺を行在所とせられ御晝休あり。今石動より津幡驛迄の里程三里二十二町四十七間二尺なり。午後十二時三十五分同所御發聲、二時四十分森下驛へ御着聲、龜田外余次郎方にて御小休在らせられ、同時五十分同所御發聲、三時五十分金澤町へ着御あり。行在所は南町中屋彦十郎方なり。津幡より當行在所に至る迄里程三里十八町四間三尺、當日御行程都合七里四町五十一間五尺なり。御道筋は山坂、又は山坂ならざるも拜觀人多きを以て、御馬車は至つて徐かなり。

今石動町には柵を構へ、町端にて拜觀人の群集すべきヶ所には兩側に繩を張れり。夫れより天田越へ掛りては繩張の設なく、森下村端より金澤町端迄は兩側へ繩を張り、金澤には柵を設けたり。馬口洗水・飲水等の設は處々にあり。天田越の間には右の設繁くして、二人の小兒此側に立ちて、人足等へ荷物を擔きし儘にて水を與へり。又沿道の人家は孰れも御國旗を掲げ、河内村より竹橋驛迄の村々には、實祚萬歳と記したる角行燈を出せり。金澤町に於ては毎戸揃

ひの國旗を表し、夜に入りては又揃ひの提灯を出せり。此提燈は日章を描きたるものなり。天田峠を御越しの時、御馬車を押登す人足なしとて、八十人臨時御雇揚げに相成り、此人夫は孰れも頭へ白紙の折りたるものを結び付けた。今石動驛は拜觀人も可なりあれ共、夫れより以西は天田越新道なる山間に付、沿道村民而已の拜觀なり。津幡は諸方より出たると見え、驛の兩端并に驛中共充滿せり。前田正三位公は、家令家扶を引率して、竹橋驛と津幡驛との間に整列して奉迎せられたり。金澤町には大槌の端より拜觀人柵の中に充滿し、十間町は兩側並木の外には充滿立錫の地なし。

學校生徒は今石動の村端に四・五十名整列して奉送し、夫より西は竹橋・津幡・森下邊にも四・五十名充路傍に整列す。河北郡の諸學校は、森下の村端より柳橋邊まで片側に整列して奉迎す。尤も此生徒は毎校其校旗の小なるを掲げたり。金澤町には師範學校等の諸生徒、淺の川橋場町に充滿して奉迎せり。

金澤營所の第七聯隊は、司令官平岡少佐各將校以下を引率

し、浅の川橋場町より下堤町迄片側に整列、各小隊毎に士官あつて、順次に捧げ銃の令を下だし、捧銃を以て敬禮す。又金澤駐在の諸奏任官は、孰れも橋場町に於て奉迎せられたり。

本日御道筋の御警備は、出張巡查六十名に、第一警察署の巡查四十名を加へて、今石動より大樋口迄に配置し、金澤町に入りては第二警察署の巡查を以て毎小路口に一人宛を配置す。御着輦の後は南町に臨時警察出張所を設け、御用掛の警部以下茲に詰め、御巡幸事務を取扱ひ、下堤町元屯所を巡查假屯所と定め、同所に於て御警備方を取扱ひ、出張巡查六十名に、兩警察署より巡查十名充を加へ、行在所周囲へ立番せしむ。警部の指揮方は昨日の通り。當地御着輦後行在所前拜觀人群集甚しく、依て道路三分の二を繩張りし、行在所へ人民の近接することを防ぎたり。

十一年十月三日

本日拂曉より晴。

午前八時十五分行在所出御あらせられ、同時三十分縣廳へ臨御、熊野大書記官僚屬を引率して廳の門前に奉迎、聖上

には階前にて御馬車より下りさせられ、廳内便殿へ着御。

縣令・大書記官拜謁、續て縣令より縣治事務を奏上せらる。畢て縣令御先導にて、各課の事務を通覽ありて、復た便殿へ着御、八時五十分還御。大書記官僚屬を率ゐて門前に奉送せらるゝこと奉迎の時に同じ。夫より師範學校へ臨幸、校長各教員・生徒を率ゐて奉迎す。九時三十分同所御發輦、金澤裁判所へ臨幸。夫れより金澤公園勸業博物館へ臨御、該館の社長以下臨幸門前に奉迎す。同所にて午饌を供し、十二時三十五分同所御發輦、上野練兵場へ出御。此時司令官・諸士官・兵卒を引率し、捧銃を爲して敬禮し、金澤營所屯在の三大隊演習を天覽あり。一時五十分同場御發輦、金澤醫學所へ臨御。御雇外國教師ホルトルマン氏、各教員諸生徒を率ゐて門前に奉迎。三時三十分同所御發輦にて行在所へ還御。

本日御通輦の御道筋は、行在所より南町・石浦町・香林坊高より左へ、廣坂通を上り縣廳へ入らせられ、又廣坂通を下り師範學校。夫より又廣坂通を上り、百間堀通・紺屋坂を下り金澤裁判所へ。同所より又紺屋坂を上り公園へ入らせ

らる。午後は同所より直に石引町通り上野練兵場へ。復石引町を元の道へ、復び公園内を御通輦、紺屋坂を下り、尻垂坂通りを大手町醫學所へ臨幸。夫れより西町下松原町を経て還御あり。

金澤公園内の毎座、孰れも紅白張交ぜの六角行燈を出し、且つ國旗を掲げたり。又園中の名木奇石は、悉く其名稱を記して掲標し、博物館御駐輦中は園内にて輕氣球を掲げ、又臥龍山には數十本の狼煙を放ちて御覽に入れしなり。

御通輦御道筋の町々には、孰れも軒端に柵を構へ、拜見人は都て此柵中にて拜觀す。其人員仍ほ昨日着御の節の如く、數萬の拜見なりき。又夜中臥龍山に於て煙花を放揚するを以て、市中人民の群集昨夜よりも多きが如し。

本日御通輦の御道筋取締は、金澤兩警察署の巡查を以てす。又行在所周圍等御警備は昨日の通りなり。午後六時假屯所に於て、金澤以西へ出張すべき巡查六十名と、既に以東へ出張したる巡查六十名と交換す。

十一年十月四日

本日雨天。

午前八時二十分行在所を出御、金澤營所へ臨御。九時三十分同所御發輦、中學師範學校へ臨御あり。同校門前には御雇外國教師ワットナー氏、各教員・諸生徒を引率して奉迎す。十時四十分當校御發輦。夫れより銅器會社・製糸會社・燃糸會社を御通輦、十一時五十分行在所へ還御。

本日御通輦の御道筋は、行在所より西町元不明門通り、甚右衛門坂より金澤營所へ御入り、大手門より大手町通り、西町復び元不明門より上松原町通り中學師範學校へ。夫れより仙石町より石浦町・紙屋小路より高岡町通り製糸會社へ。同所より元の道を不明門へ出で、南町行在所へ還御。御道筋拜見人、其他御警備方等昨日の通り。

十一年十月五日

本今朝曇り、十一時三十分頃より雨降。

午前七時行在所御發輦、八時六分野々市驛へ御着輦、藤村理平方にて御小休。同時四十分同所御發輦、九時三十五分松任驛へ御着輦、同所寄所を行在所とせられ御晝休あり。

金澤より當所迄の里程三里十町十二間三尺五寸なり。十一時二十五分同所御發輦、十二時五十分下柏野村へ御着輦、芳

岡九平方にて御小休。同時四十五分御發轅、一時二十五分粟生驛の内宇木呂場へ御着轡、同所にて暫く御小休。夫より御板輿に召換へさせられ、手取川を通御。復た御馬車に召させられ、三時寺井驛へ御着轡。鈴木清七方にて御小休あり。三時三十五分同所御發轅、四時五十一分小松町へ着御、本蓮寺を以て行在所とせられたり。松任驛より小松町迄の里程五里九町十七間五尺、本日御行程合せて八里十九町三十一間二尺五寸なり。金澤町より松任町迄は拜見人夥敷を以て、御馬車は徐々と進め、松任町より以西は雨降なるを以て又徐かなり。

金澤市及び松任町・小松町は家並に柵を構へ、御國旗を掲げり。其他御道筋の村落にも御國旗を掲げ、村端より一面に繩を張つて、拜見人を繩外へ出さず。又粟生村・寺井村等には、葉付の青竹に七五三繩を張つて之れに換用し、旁視意を表せり。徳丸村地内には穀類を以て扇子の作り物を出せり。其地紙は藁、周圍の筋は米の穂を以て製す。扇面一の菊御紋あり、粟の穂を以て之を爲くる。其前には胡麻の穂にて三方を製し、赤なばにて奉の字を貼し、上に樽酒

を捧げ、下柏野村田上喜太郎邸前には神酒を捧げたり。其他飲水・馬口洗水等の設けは處々にあり。手取川原は新たに道を作り、且船橋を架けて通御を便にす。金澤町より松任町迄は拜觀人左右に羅列し、松任町以西は稍寡しと雖ども、村落中には整列して拜觀す。又松任町端には前田正三位公家令・家扶を引率して奉送せらる。粟生川原には諸方より群集し、道路左右に蹲踞拜見する人員萬を以て數ふるに至る。小松町に入りては、仍ほ金澤町の如く充滿す。

學校生徒は野町泉町等西側に數百人整列し、其内泉小學校の生徒は紅白の旗を表せり。又二萬堂橋より野々市迄の間には、皮章及び和田・曉開・湯涌・上林・四十萬・野々市・敎業等の諸生徒、孰れも四・五十人乃至七・八十人、丸紅或は白地の旗を翻へして奉迎し、徳田村邊には宮丸・竹松・叢生の諸校、松任町端には明六・坊丸・到成・打木・村井の各校、宮丸村には永保・宮保小學校、福岡村には啓倫學校、水島村には正育・葵陽等の男女生徒、孰れも處々に整列し、教師に従うて拜觀す。右の生徒は男子なれば多くは袴を着せり。就

中正育・葵陽兩校の生徒、一組々々等級を以て區別し、其等級を記したる小旗を先頭の者所持せり。又寺井村には益明學校の男兒、玉成學校の女兒あり。長野田村邊には伊多津校、小松町端には梯小學校等の生徒あり。

本日御發轅の際、行在所には四小隊の兵員整列し、出御の時捧銚を爲し、其他は香林坊より野町一丁目迄一方に整列し、順次に銚を捧げて敬禮す。其他金澤裁判所等奏任官、松任町に奉送せらる。

本日御道筋の警備は、金澤第二警察署の巡查四十名に、出張の巡查六十名を加へ、水島村迄に配置し、夫れより出張の六十名と、第二警察署の巡查十名、小松警察署の巡查十六名とを以てせり。警部の指揮方法は金澤以東の如しと雖も、安達十等警部は河合九等警部に代り、外に八木十等警部を指揮掛の内へ増加す。小松御着轡の後、岩佐丈太郎・高木眞直・土田南阜・西浦幸次郎等四名より、詩或は歌を獻するあり。

井上參議は坂井港へ御巡覽可相成を以て、品川内務大書記官・熊野大書官等、本夜小松より同所へ向け發車に付、河合

九等警部隨行す。

十一年十月六日

本日は拂曉より晴天、併し前日の雨にて、串村より月津村迄の間道路泥濘なり。

午前七時十五分小松行在所御發轅、八時七分串茶屋村へ御着轡、同所清水重作方にて御小休。八時三十五分同所を御立、九時十分月津村御小休所興宗寺へ御着轡。九時三十五分御小休所を御發轅、十時五分動橋驛へ御着、橋本助四郎方を御小休所とせられ、同時二十六分に御立あり。十二時五分大聖寺町へ御着轡にて、錦城小學校を御晝休の行在所とせり。小松町より當町迄の里程五里三間二尺二寸。午後一時四十分大聖寺を御發轅。夫れより熊坂新道を南へ、二時五十二分半の谷村へ御着轡、俊明小學校にて暫く御小休あり。三時十五分同所御立、村端より御板輿に召し、小坂を越させられ、再び御馬車にて四時三十分、中川村御小休所西光寺へ御着轡。同時三十五分此所を御發轅在らせられ、五時三十分丸岡行在所平章小學校へ御着轡に相成りたり。大聖寺より當所に至る里程四里十八町、本日の御行程

都合九里十八町三間二尺二寸なり。御道筋には拜觀人羅列するを以て、御馬車は速かならず。御道筋須天村・今江村・串茶屋村等には青竹の葉付を立て、之れに七五三繩を張渡し、毎戸國旗を掲げたり。又小松町・大聖寺町・丸岡町の如きは孰れも柵を構へ、此内にて拜見す。其他御道筋の村落に至る迄孰れも御國旗を掲げたり。又馬口洗水・飲水等の設は、追々冷氣を催したる故か、越中國に比すれば稍寒し。小松町端より高塚村邊迄は、拜觀人至つて鬱し。動橋村より追々拜見人も充滿し、大聖寺町にては殆んど立錫の地なし。夫より新道へ御差掛の時は、僅かに山間の道路なるを以て拜見人なく、熊坂より中川村に掛る邊にては、左右の田畑に羅列して拜見せり。丸岡町も拜見人にて雜沓を爲したりき。

本日午後三時坂井郡波松村濱風彌三郎方より出火、延焼百六戸。右は御通輦拜觀の爲め孰れも留守中、消防も不行届、爲めに惘然に被思召、罹災毎戸金五圓充を恩賜せらる。

學校生徒の奉送は、小松町にて稚松・河南の兩校生徒あり。

大聖寺町手前には錦城・有隣等の學校生徒あり。孰れも教師にて引率奉迎或は奉送す。其他沿道各村落の小學校は、處々に群集して拜觀するあり。校名を掲標せざるを以て一々之を記載し難し。各生徒の衣服は別段目立つ程のものなし。

本日巡査の配置方は、昨日と粗同様なれ共、熊坂以東は小松警察署の巡査七名と、大聖寺警察署の巡査十二名とを加へ、熊坂以西は大聖寺警察署の巡査七名と、坂井警察署の巡査十一名とを加へ、小松警察署長石川九等警部は大聖寺迄出張し、大聖寺警察署長坂井十等警部は丸岡迄出張せり。其他警部の指揮方等前日の通り。

十一年十月七日

本日朝曇り、東南風烈し。

午前七時三分丸岡行在所御發輦、八時三十二分稻田驛へ御着輦あり。坂田平助方を御小休所とせられ、八時五十七分同所御發輦、九時四十五分福井町行在所東本願寺別院へ御着輦あり。今日御行程二里三十五町四十一間三尺。

御道筋の人家は悉く御國旗を掲げ、丸岡・森田・福井町には

各戸軒端に柵を構へ、拜見人の柵外に出づるを制す。店頭に三方を飾り祝酒を捧げたる家は、丸岡町に二・三軒あり。又飲水并馬口洗水等の設は此邊絶えてなし。

拜觀人は多分福井町へ出でたるものと見え、御道筋の村落には其村人民而已各其屋前に羅列せり。福井町の端凡二三町の所よりは、老若男女左右に充滿して羅列拜觀すること、蓋し縣下第一等の雜沓なるべし。併し學校生徒別に群を爲し、又は教師にて引率奉送迎せしもの會て見す。

福井行在所へ御着輦の後、御代見として大隈參議午後一時御出にて、師範學校・醫學所・裁判所支廳等へ御巡覽あり。師範學校には縣令、僚屬・校長等を率ゐて門前へ出迎せらる。生徒は男女を別ち、左右に整列して奉迎す。醫學所へ御出の時、縣令御出迎方師範學校に同じ。午後三時同所泉公園を経て行在所へ御着車なり。

本日巡査の配置は、坂井警察署の巡査七名、福井警察署の巡査三十八名に、出張の六十名を加へて御道筋の警備を爲し、警部之れを配置すること仍ほ前日の通り。坂井警察署長村井九等警部は警衛上にて福井町迄奉送せり。

一昨日小松町より坂井港へ御廻りの井上參議を初め隨行人々、本日福井へ到着、河合九等警部も熊野大書記官に隨從して着到せり。

十一年十月八日

本日快晴、福井以南湯尾村迄は道路大に宜し。又白鬼女川の釣橋は遠望尤も奇なり。

午前七時十五分福井行在所を御發輦、八時三十六分淺水驛へ御着輦、池田彌織方にて御小休。九時二分御發輦在らせられ、十時十四分鯖江御小休所惜陰小學校へ御着あり。夫より鯖江を御立あり。白鬼女川釣橋の間は御板輿に召替させられ、十一時四十一分鯖江驛へ御着輦、此所にては引接寺を行在所と定められ御晝休あり。福井よりの里程五里十二町二間。午後岩倉右大臣御代見として武生脩進小學校へ被爲入、直に行在所へ御歸車。一時二十五分同所を御發輦、二時三十五分脇本驛へ御着、中山兆平方に御小休。二時五十分同所御發輦、三時二十五分鯖波驛へ御着輦あらせられ、石倉幾太郎方を御小休所とし、三時五十七分御發輦あり。四時二十分湯尾驛へ御着。是より峠なるを以て御小休

所山口太郎兵衛方にて御板輿に召され、峠を御登り三田村吉藏方に暫時御小休。夫より峠を御越の後御馬車に召させられ、五時二十八分今庄驛行在所後藤覺右衛門方へ御着輦あり。武生御晝休より當驛迄の里程四里七町三十一間四尺にて、本日御行程合せて九里十九町三十三間四尺なり。如斯御行程も長きが上に湯尾峠之途中御馬車は兩三日もなき急進なりき。

福井町には毎戸軒端に國旗を掲げ、柵を拵らへたり。其他鯖江・武生にも此設あり。村落にては別に柵の如きは設なしと雖ども、國旗は多分掲出せり。鯖江には市中四・五ヶ所程白幕を張り、餅・酒などを捧げて祝ひ、或は店頭に種々の作り物を飾るあり。脇本驛には青竹に七五三繩を張り、日章の燈灯等を掲て祝せり。

福井町并鯖江町・武生町の如きは、拜見人兩側に充滿羅列して敬禮す。其他各村落にも各邸前に踞蹠して拜觀す。武生町は道路の中央用水を境とし、東の方を御通輦の路とし、西の方を拜觀人の位地と定め、全市中立錐の地なかりき。

學校の生徒は、福井町端に花堂小學校、上江尻村に合智小學校、鯖江町に惜陰小學校、武生には脩進小學校、湯尾村には博文小學校等の男女生徒、孰れも教員の末に整列して拜觀し、鯖江・武生の如きは奉迎奉送をもなせり。

本日巡查の配置は、福井警察署の巡查十五名、武生警察署の巡查二十名と、出張の六十名とを以て途中取締を爲さしむ。尤も警部の指揮方等前日の通り。又福井警察署詰山野十等警部は今庄迄奉送せり。湯尾峠は尤嶮峻なるを以て、御先警部も亦一同馬より下り、馬丁に率かしめたり。騎兵も同斷なりき。

午後六時西南に雷と地震す。行在所等別條なし。

十一年十月九日

本日拂曉より曇り、八時頃より雨降る。爲めに道路泥濘且隘狭なるを以て、御輿は抄取らず。又御先導警部并に騎兵も多くは今庄より歩に供奉せられ、馬車を牽る峠を登る。實に困難の躰なり。

午前七時五分今庄驛行在所御發輿。是よりは道路も狭く、且滋賀縣との境なる木・芽峠へ御差掛に付、御馬車は今庄

より板取を経て柳ヶ瀬へ御廻しの由にて、始終御板輿に召させられ、八時十分新道村御小休所眞福寺へ御着、暫時御小休あり。九時二十五分二ツ屋村へ御着輦、今庄より是迄の行程僅かに二里十一町六間四尺なれ共、滋賀縣下敦賀迄は御晝休なるべきヶ所も無之とて、當村高野佐喜太方を行在所とせられ御晝休あり。十時二十七分當行在所を御立あり。十一時四十分木・芽峠前川驛方へ御着輦在らせられ、當縣管轄境へ御掛りは正午十二時なり。二ツ屋より管轄境迄の里程は三十二町十間四尺なり。

今庄驛は小驛の事なれば、多分諸官員以下の止宿と相成り、一方ならざる混雜中、拜見人は四方に羅拜し、御國旗をも掲げ、又昨夜は毎戸點燈をも爲したりき。是より以南は尤も山間の僻村なれ共、御國旗は所々に差出したるあり。又新道村には小學校の生徒なるとて、十四・五名出頭拜觀す。

本日巡查の配置方は、福井警察署の巡查十五名と、武生警察署の巡查二十名とを、今庄より二ツ屋村の間の取締を爲さしめ、二ツ屋より管轄境迄は、出張巡查五十名を儀仗の

前に立たせ、十名を御跡の取締とし、管轄境にて一同整列奉送す。警部の指揮方は、今庄より二ツ屋迄は、加納八等警部にて取締の巡查を配置し、八木十等警部は御跡取締の巡查十名を指揮し、安達七等警部・辻九等警部は、二ツ屋にて名のの巡查を引纏め、取締方を指揮して、孰れも歩行し管轄境に至る。峠前川驛方御小休中、絶頂より兩の降口へ掛け混雜一方ならざりしなり。

行幸雜記

林内務少輔通牒

今般

御巡幸被仰出候儀は、親しく地方の實況を被爲問候爲め、御親臨被爲在候御趣意は、無程御巡幸御用掛より心得書相達候筈にて、申までも無之候得共、

萬乗御親臨は古今稀有の盛典に付、勢ひ其敬禮を盡さんと欲し、夫々配意、不知々々形容虚飾に流れ、夫れが爲め人民に於て無益の費用相掛り候様にては、折柄奉尊の意も却て聖意不被爲適譯と相成候に付、可相成丈人民日常實地の景況を御覽に供する様、厚く注意可有之候。

道路修繕等、今般御巡幸

人夫を遠路より使役

し、虚飾の□等致□は、沿道又は管内民費を以て支出等致候様の儀有之候ては、他日人民の苦情有之は勿論、御巡幸の盛意に反し候に付、又右様の儀無之様御取計可有之候。

御通聲に付、道路の中心へ敬禮旁修繕したる見えの爲め土を盛りたるものは、御通行の時分雨天にも相成候へば、却て泥濘を生じ、通行の不便を來たし、供奉の者に至る迄困却する事も儘有之事に付、右等の儀無之様注意有之度。

一、御休泊行在所并御小憩等、拙者通行の節見分候條、其屬官管下境へ出迎へ、夫々案内候様可被致候。

一、拙者御先發として、御發聲の日より凡三十日前當地出發、沿道通行候に付、道路橋梁等修補を加ふべきケ所、其外一切の事項其節協議可及と存候。

右要件申入候也。

明治十一年七月二日

林内務少輔

桐山石川縣令殿

御巡幸に付沿道地方長官心得書

一、御巡幸の儀は、親しく地方民情を可被知食御趣意に付、百般の事務形容虚飾に互り、一體の聖旨に不乖戾様厚く致注意、人民の困苦迷惑に不相成様取計候儀肝要に候事。

一、道路橋梁等不得止分、或は之を新造し、或は修補を加ふる等のことあるも、素より官費に可屬ことに付、御先發内務・宮内兩省官員實地點檢協議の上着手致し、決して人民の難儀不相成様可致事。

但し道路修繕等の爲めに、十里・二十里の外より人夫を要し候等の儀も有之哉に相聞候得共、右等の邊尤注意可致事。

一、行在所の儀は、内務・宮内兩省官員出張可及協議候得共、只々御差支不相成儀を大旨と致し可申、其土地に依り候ては何様被爲忍候儀も可被爲在に付、是亦注意可致事。

但、大臣以下供奉官員旅宿の儀は、殊更に修補を加ふるに不及候事。

一、供奉官員泊宿の節、夜具其外需用の物品は、可成有合品相用ひ可申事。

一、御馬車舎・御馬、并供奉官の馬繋場所は、御休泊ともに御先發内務・宮内兩省官員協議の上著手可致事。

一、御休泊場所及び供奉官員宿割、其他一切の手續等巨細

の儀は、御先發内務・宮内兩省官員と協議可取計事。

一、御休泊の外、午前午後一・二回つゝ御小憩の御場所は、實地に就て御先發内務・宮内兩省官員と協議して用意可致、尤里程等の都合により御野立にても不苦事。

一、御休泊行在所に可充家屋見立、粗繪圖面調製（方位并疊數等記入）御先發宮内省官員へ可差出事。

但し、別段修繕を加ふるに不及、且社寺等見立不苦事。

一、御泊驛に於て、行在所より凡そ十町内外を隔候場所へ、非常御立退所見立置くべき事。

一、御膳部一式・御椅子・テーブルは、都て御持越の筈に付、別段用意に不及、尤御浴室并御厠の儀は、御先發宮内官員へ商議便宜可取計事。

一、御泊行在所へ供奉の官省詰所取設け、椅子凡そ十箇・テーブル十脚長凡五六尺前後の品程用意可致置事。

一、奥羽御巡幸以來各地學校生徒奉送迎等の儀往々有之、其爲め衣服を揃へ、或は帽・履を新調し、後日其父兄の迷惑に歸し候趣兼て相聞候儀も有之、畢竟是等は虚飾甚しきものに付、假令奉送迎致し候共、平常所持の衣服を用

ひ候様可致、右等の邊は其教官・區戸長等へ兼て厚く致諭達、心得違無之様能々注意可致事。

一、沿道の川々渡船・橋梁の分は、格別修繕を加ふるに不及、御通行差支可相成分に限り實地見計、御先發内務省官員へ協議の上差支無之様可取計事。

一、諸献上物一切不相成事。

一、御通聲宿驛或は御休泊の地に於て、國旗・提灯等を掲げ、人民各自の祝意を表し候儀は禁止に不及事。

一、供奉官員は勿論、人夫等に至る迄我意を唱へ、旅宿其外の者迷惑致させ候儀は無之筈に候へども、若し右様の者有之候はゞ無忌憚可申出旨、兼て區戸長等へ告示し置可申事。

一、御行列拜見勝手たるべく、且往來差止むるに及ばず、庶民營業平日の通可相心得事。

一、佛像・墳墓或は不淨所等掩蔽に不及事。

一、前條大體の御趣意を奉體し、總て虚飾に流れず、無益失費無之様可致は勿論、其れが爲め別段民費賦課候様の儀有之候ては、以の外の儀に付厚く注意、區戸長へ精々

告諭可致置事。

一、管内御通行の節は、地方長官騎馬にて供奉可致事。

一、同上の節は警部二人騎馬にて御先導可致事。

一、縣廳所在の地御泊の節は、左に記列したるもの、爲伺天機行在所へ參上可致事。

地方奏任以上官員。各廳より該地在勤若しくは出張の奏任以上官員。有位者。大社宮司。六級以上教導職。維新前後王事に勤勞し賞典に預りし者。

右何れも禮服着用の事。

一、行在所へ地方判任官一名相詰可申事。

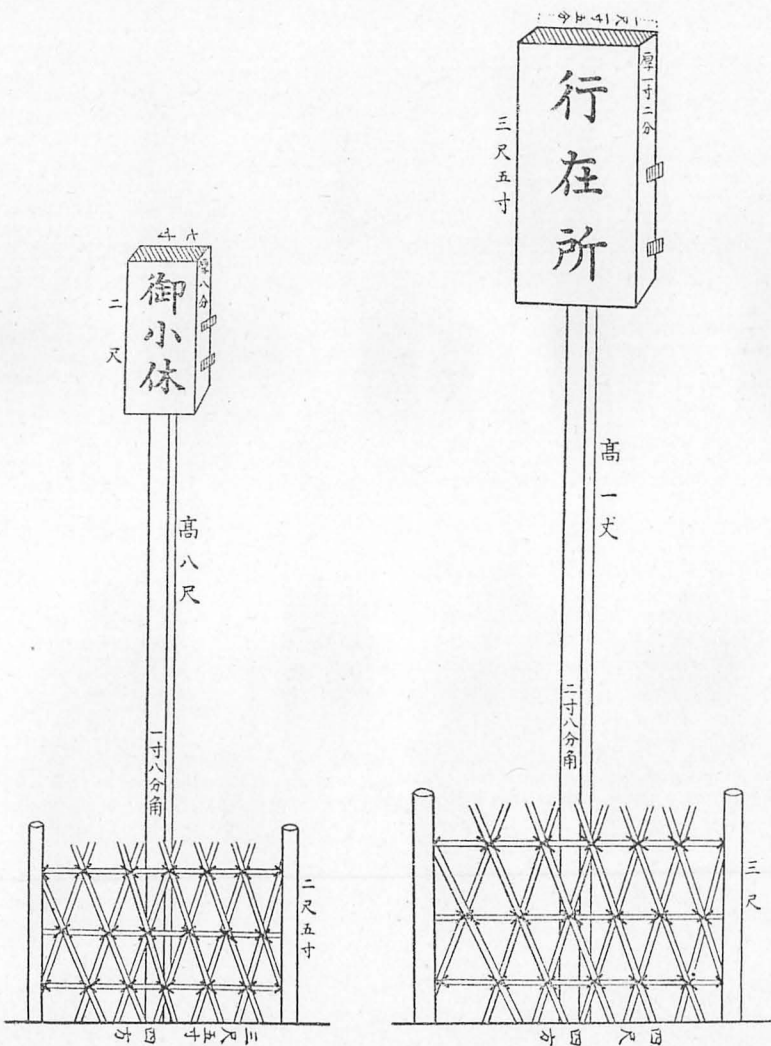
一、御巡幸先行在所御門出入の節、在地方官員并區戸長其他、總て該縣廳鑑札を以て通行可致事。

一、御休泊・御小休とも、其宿驛に於て別紙圖面の建札兼て拵置、行在所前へ可相立事。

一、孝子・義僕・節婦並篤行・奇特の者及び忠臣烈士の墳墓・事蹟等、兼て取調置可申事。

一、管内人民年齢八十以上の者名前取調置可申事。

一、學校の數、生徒の人員、寄附金の總高取調置可申事。



一、左の件々取調置、縣廳へ臨御の節可供天覽事。

孝子・義僕・節婦其他篤行・奇特者等、是まで賞譽施行濟の者共行狀並賞與の次第。警察署・分署及巡查の員數。勸業の方法。牧畜のヶ所及び牧畜の數。荒地並に目今開墾のヶ所。該地著名の物産。管内地圖並一覽表。

一、縣廳へ臨御の節、縣治の事情等親しく言上可致事。

一、沿道各縣に於て、御巡幸に付ての諸入費は、悉皆各縣豫備金を以て繰換仕拂置、追て精算の上御巡幸御用掛へ可申出事。

一、行在所建札は其家主へ被下候事。

一、行在所家作向修繕、及び御浴室・御厠等後、處分の儀は、供奉御巡幸御用掛へ可伺出事。

一、御馬車舍及び供奉官員馬繋、其他物置等新規建設の分、及び買上諸器物の類は、通御濟の上悉皆入札拂、代金取調、御巡幸御用掛へ可申出事。

御巡幸に付地方官心得書

一、御用物を始め、供奉官員荷物共、宿驛繼人足を用ひず、

總て通し人足を使用候事。

一、供奉官員の内、足痛等にて人力車或は馬・駕籠等を臨時要求する時は、驛遞局官員より其地通運會社等へ通達し、雇方取計候儀も可有之事。

一、前條の通り足痛者等多くして、多數の人馬を要し候節は、大凡人馬數を見積り、右用意を前以て其地方官へ可相達事。

一、右用意の人馬は、徵集地の遠近に應じ左の額を手當とし、繼立賃の外別段可下付事。

一、壹里以内より徵集の人馬は、地方に於て徵收同様に見做し手當支給無之事。

一、壹里以上二里までの間より右同斷馬人足一人金五錢

一、二里以上三里までの間より右同斷馬人足一人金七錢五厘

一、三里以上は一里に付馬人足一人金二錢五厘

一、壹里以上よりの徵集にて前夜より泊り込ませし者は

旅籠料として馬人足一人金十五錢

一、右人馬は御休泊驛間は繼通し、且賃錢は該地通運會社の定額を、其要求人より直ちに爲仕拂可申事。

一、右人馬の内使用者なくして不用流れとなる分手當支給

方の儀は、御先發官員と地方官との協議に任すべき事。

一、前條人馬差繰り方に屬する雇夫給料及び右に關する諸費總て官費支給候に付、手數料等の名目を以て、繼立賃錢を始め遠方より徵集手當の内を、聊たりとも刎錢等不相成旨、屹度可相達置事。

一、地方官に於ては、右人馬用意の達を受くれば、可成丈地元或は其近村より徵集し、通運會社等へ合併或は區戸長役場等に於て其繼立所を設くるも、適宜に相任せ候へども、其場所を必ず驛遞局官員へ通知可爲致事。

一、御休泊驛の通運會社に於て、平常人馬の豫備數を取調、御當日其數限り可擔保云々の請書を取置き、御先發驛遞局官員へ送付可致事。

一、供奉官員の旅宿は、別段家屋の繪圖製調に及ばず、別紙旅宿位置取調書に據り、大凡の見込を立て、該家の戸前へ假に休泊すべき官員の名札を張り付置き、掛官員到着の上、速に其實際點檢の都合相成候様處分致し置くべき事。

一、別紙旅宿位置取調書は、其官により行在所へ近きを主

とし、全く大体の順次を示達する迄なれば、官等の高下人員の多寡及び家屋の廣狹構造の美惡に應じ、實際の取捨を專要とし、該書に拘泥せず、都合宜しき様注意可致事。

一、宿札は西の内紙を用ひ、別段木札を製調するに不及事。

但、勅任官は堅切り半枚、奏任官は横切り四枚、判任官は横切り六枚とす。尤一軒へ合宿等の分は、紙面右割合を酌量し、勅奏判を區別までにして一紙へ連書可致事。

一、御馬車舍は可成丈行在所最寄りへ、其他御馬并供奉官員假建等、適宜の地を見量ひ置き可申事。

一、一旦旅宿取極め、戸主より請書差出し候上、該家に不得已事件相生じ、家族の内病者或は死、去其他火災に罹る等候節は、該地區戸長に於て速に他へ變換取計ひ、地方廳へ通知し、地方廳に於ては其次第柄を驛遞局官員へ可致通知事。

一、前條の如き不得已の外、宿主の都合を以て私に他と示談變換等致す間敷旨、屹度申付置べき事。

一、通し人足の儀は、追て現員治定の上可相達と雖ども、

大凡千人を目的とし、適宜宿割の都合可取計事。

一、御休泊の驛内、人家寡少等にて旅宿適當の割り當不相成節は、列外合併、或は御當日非番に當り候向は先驛へ繰越し、又は近在へ割り宛候儀も可有之事。

一、御休泊驛に於ては、宿主出迎ひ等の手数を省かん爲め、該驛入口并に行在所前へ、左右を分家並順序を追ひ、止宿官員と宿主の町姓名を記したる木札或は紙札を掲げさせ、右を目的とし止宿家の見認易き様可致事。

一、宿割確定候はゞ、兼て右宿割帳を製し置、會計掛り該地へ到着すれば直に可爲差出事。

一、供奉の者に限り、晝泊旅籠料は定價を以、別紙旅籠料授受概則の通、御巡幸會計掛より現金仕拂候旨に相定候條、此旨御晝泊各宿主共へ無遺漏相達置くべき事。

但、萬一別紙概則第五條但書の場合に於ては、證券引換に現金繰替置べき事。

一、渡船場は豫め使用の船を定め、相當の賃錢取極め、御當日限り雇上げ候等適宜の處分を爲し、其賃錢は繰替置くべし。尤該所へ官員及び巡查を出張せしめ、乗込人員

并荷物の揚卸し等混雜を防止せしむべき事。

一、橋錢の儀も豫め人員、荷物の多寡に應じ、或は之に不拘概算を以て當日限り何程と定め、賃錢繰替仕拂置べき事。

一、御巡幸會計掛り用金の儀は、沿道便宜の縣廳に於て大藏省出納局預ケ金の内より可受取ことあるべし。尤該預け金は、通常の手續を以て同局より可相達事。

一、地方官送迎、巡查警衛等、地方本務の爲めに要する一切の費用は、固より其地方廳の經費に可相立。

一、勘定仕上料目類纂等は、總て通常規則に準じ、區分すべき事。

旅籠料授受規則

第一條

一、晝并泊の旅籠料は、之が證券を製し、晝泊の二類とし、其内各定價を三等に區別すること左の如し。

晝

上等	一人に付十五錢	勅任
中等	一人に付十二錢	奏任・判任

下等 一人に付七錢

騎兵下士卒等外・從者・夫卒・小者

乘馬 實費

泊

上等 一人に付三十五錢 勅任

中等 一人に付二十五錢 奏任・判任

下等 一人に付十三錢 騎兵下士卒等外・從者・夫卒・小者

乘馬 實費

證券 雛形

上等 泊 證券 圖

表

第何號

官姓名或某從者

裏

第二條

一、御用物運搬等に要する役夫の如き旅籠料は、此定額に

拘はらず。各宿主に於て相對示談の上、本人より直に現金にて可受取事。

第三條

一、旅籠證券は御當日供奉の者に限り拂出すものなれば、御先發・御後發は勿論、御當日たりとも御休泊所外の地に於て宿泊するものゝ如きは、此定價に拘はらず、相當の金額を其者より直に現金にて可受取事。

第四條

一、宿主に於ては、供奉の面々到着すれば、其者より直に證券を受取り、其地の區戸長或は宿主總代等にて悉皆取纏め（毎軒別に證券を）早々會計掛旅籠へ持參し、現金と引換可申事。

第五條

一、馬飼料は豫め價格を定めざる證券を下付すべし。故に實費計算書相添、前條の順序に準じ現金と引換可申事。但、本條并第四條とも、萬一會計掛出發の後に於て、現金の引換洩發顯するか、或は事故ありて延着の向より仕拂たる證券は、總て出張縣官に申出、現金と引換

可申事。

第六條

一、證券所持せざるものあれば、該當人より直に現金にて、定價の通り旅籠料を可受取事。

第七條

一、混雜の際にて萬一證券或は現金の受渡を失念して出發せしものあれば、其休泊したる主人の名前及び従者・人員等會計掛旅宿へ申出候はゞ、取調の上現金下付可致事。但、會計掛出發後に候はゞ、該地出張縣官へ願出づべし。

第八條

一、御先發のものに於て宿割濟、該下宿は既に諸般の用意相整ひ、當日に至り俄に旅泊或は晝賄等を要せざる事あるも、各宿主の迷惑に不相成様、定價の證券下付可致答に付、證券下付するものは之を受取り、下付なきものは不用に屬せし人員取調、速に會計掛旅宿へ可申出事。

但前同斷

第九條

一、一旦下宿へ到着のものは、御用の都合に依り、該下宿の宿割或は賄を要せざることあるも、總て最前受取りたる證券或は現金とも一切返付に不及事。

第十條

一、他に下宿をなす者行在所等に相詰、御用の都合にて下宿し難き時は、該所へ賄向取寄ること可有之事。

第十一條

一、第六條の通現金にて旅籠料受取たる者は、其旨會計掛へ可申出事。

第十二條

一、旅籠料は前條の如く定價を以て仕拂を爲すに依り、諸事右額内にて處辨し、價外鄭重の馳走ケ間敷儀無之様可致。尤土地柄により物價格外騰貴、定價にて不都合の向は、尙詮議の上この定價を増加すること可有之に付、其旨可申出事。

但、定價旅籠料の外、臨時食品取寄候節は、代價其本人より直に現金にて可受取事。

御巡幸道筋拜觀人等取締心得

- 一、人民へ十分拜觀を得せしむるの旨意を失はざること。
- 一、立禮究屈がる者者にはかゞむも座するも苦しからずとし、又かがむ敷坐するを究屈がるものは、立ちても不苦趣意を諭す事。
- 一、御通輦跡群聚し、往來を塞がさる様注意の事。
- 一、老人・幼者等の進退不自由なるものを、御通輦筋往來へ出し過ちなき様注意の事。
- 一、直訴をせんとする者あらば速に差止むべし。且温和に取扱ひ、決して手荒之儀致すまじく事。

太政官布告

北陸東海

御巡幸來る三十日東京 御發輦被仰出候條、此旨布告候事。

明治十一年八月十日

太政大臣 三條實美

北陸東海兩道御巡幸御休泊割

晝

泊

一日	板橋	浦和
二日	浦和	桶川
三日	鴻巣	熊谷
四日	本庄	新町
五日	高崎	前橋
六日	高崎	同所御駐輦
七日	高崎	松井田
八日	輕井澤	追分
九日	小諸	上田
十日	下戸倉	長野
十一日		同所御駐輦
十二日	牟禮	關川
十三日	新井	高田
十四日	湯町	柿崎
十五日	青海川	柏崎
十六日	石地	出雲崎

十七日	寺泊	彌彦	三十四日	津幡	金澤
十八日	赤塚	新湊	三十五日		同所御駐輦
十九日		同所御駐輦	三十六日		同上
二十日		同上	三十七日	松任	小松
二十一日	内島見	新發田	三十八日	大聖寺	丸岡
二十二日	水原	新津	三十九日	福井	福井
二十三日	加茂	三條	四十日	武生	今庄
二十四日	見付	長岡	四十一日	二ツ屋	敦賀
二十五日	宮本	柏崎	四十二日	柳ヶ瀬	木本
二十六日	青海川	柿崎	四十三日	長濱	高宮
二十七日	直江津	石立	四十四日	武佐	草津
二十八日	能生	糸魚川	四十五日	大津	大津
二十九日		同所御駐輦	四十六日		同所御駐輦
三十日	外波	泊	四十七日		同上
三十一日	三市	魚津	四十八日	京都	京都
三十二日	水橋	富山	四十九日		同所御駐輦
三十三日	高岡	今石動	五十日		同上

五十一日	京都	大津	六十九日	興津	同所御駐輦
五十二日	草津	水口	七十日	原	蒲原
五十三日	土山	關	七十一日	箱根	三島
五十四日	津	津	七十二日	大磯	小田原
五十五日		同所御駐輦	七十三日	神奈川	藤澤
五十六日	神戸	名古屋	七十四日		東京御着輦
五十七日	福田	名古屋			
五十八日		同所御駐輦			
五十九日		同上			
六十日	一ノ宮	岐阜			
六十一日		同所御駐輦			
六十二日	一ノ宮	名古屋			
六十三日	知立	岡崎			
六十四日	赤坂	豐橋			
六十五日	荒木	濱松			
六十六日	見付	掛川			
六十七日	島田	藤枝			
六十八日	静岡岡	静岡岡			

供奉勅奏任官人名	從一位	岩倉具視
右大臣	正二位	德大寺實則
宮内卿	正四位	大隈重信
參議兼大藏卿	正五位	杉孫七郎
宮内大輔	正五位	杉友幸
內務少輔	正五位	大山巖
陸軍少輔	正六位	品川彌次郎
內務大書記官	正五位	川路利良
大警視	正五位	土方久元
一等侍	從五位	伊東方成
一等侍		
一等侍		
一等侍		

宮内大書記官	從五位	香川敬三
宮内大書記官	從五位	山岡鐵太郎
二等侍補	正六位	高崎正風
宮内權大書記官	正六位	堤正宜
三等侍補	正六位	米田虎雄
同	正六位	山口正定
式部寮七等出仕 兼二一賞典	從三位	橋本實梁
宮内少書記官	從六位	櫻井純造
太政官少書記官	從六位	谷森眞男
太政官少書記官	從六位	橋本安治
同 權少書記官	正七位	佐伯惟馨
少 警 視	正七位	佐伯正
權少警視	正七位	三間正弘
三等掌典	正五位	岩倉具綱
侍 從	正三位	堀河康隆
同	從三位	高辻修長
同	正四位	富小路敬直
同	從四位	綾小路有良

侍 從	從四位	西四辻公業
同	從四位	東園基愛
同	從五位	北條氏恭
同	從六位	片岡利和
宮内省御用掛奏任取扱		近藤芳樹
侍 從 試 補		藤波言忠
同		荻 昌 吉
同		廣幡忠朝
同		平尾錦藏
御巡幸供奉官員姓名		
第一號	岩倉右大臣	從者五人 車夫一人
第二號	品川内務大書記官	車夫一人
	日比内務二等屬	村田内務五等屬 車夫一人
第三號	大隈參議	從者三人
	佐伯大藏權少書記官	小者一人 判任二人
第四號	谷森太政官少書記官	櫻井同少書記官
	佐藤同二等屬	中島同二等屬 井手同六等屬

第五號	伊坂同等外一等出仕	伊佐同等外一等出仕
	鈴木同等外二等出仕	小者二人
	德大寺宮内卿	從者一人 杉宮内大輔 從者一人
	宮内省御用掛準奏任	近藤芳樹 從者一人
	雇加藤嚴夫	
第六號	香川宮内大書記官	山岡同大書記官
	堤同權大書記官	麻見同二等屬 田邊同二等屬
	和田同三等屬	廣瀬同七等屬 高屋同八等屬
	雇五姓田義松	小者九人 夫卒四人
第七號	橋本式部二等掌典	小者一人 岩倉式部三等掌典 山田同五等屬 藏田同七等屬 山田同等外三等出仕 車夫二人
第八號	佐々木一等侍補	從者一人 小者一人
	土方一等侍補	從者一人 小者一人
	高崎二等侍補	山口三等侍補
第九號	伊東一等侍醫	從者一人 小者一人
	伊東三等侍醫	小者一人 船曳醫員 岩井醫員

第十號	平野醫員	伊東醫員 高橋三等仕人 飯田三等仕人
	堀川侍從 綾小路侍從	西四辻侍從 北條侍從
	京極宮中祇候	藤波侍從試補 平尾宮内省十等出仕 夫卒一人
第十一號	高辻侍從	富小路侍從 東園侍從 片岡侍從
	增山宮中祇候	荻侍從試補 廣幡宮内省十等出仕 夫卒一人
第十二號	松井宮内省二等屬	同本同七等屬 音川同八等屬 桂同九等屬 高木同九等屬 杉山同九等屬 直江同十等屬 上田同等外二等出仕 五十嵐同等外三等出仕 宍戶同等外四等出仕 雇小谷野善助 牧山義路 村上光保 小林留吉 池田彌吉 夫卒三人
第十三號	谷村宮内二等屬	田村同十等出仕 加藤同等外一等出仕 平井同等外二等出仕 雇石川竹次郎 夫卒六人
第十四號	山口宮内八等屬	堤同十等屬 武富同等外一

等出仕 職工八人

第十五號 小笠原宮内二等屬 葉室雜掌 三澤雜掌
中野雜掌 藤島雜掌 岩崎雜掌 大谷雜掌
高見雜掌 坂本雜掌 吉利雜掌 鎌田雜掌
井上雜掌 三浦雜掌 松岡宮内八等屬 夫卒
一人 車夫四人

第十六號

淵川宮内九等屬 内藤二等仕人 高柳二等仕人
木村二等仕人 先山二等仕人 佐々木二等仕人
三浦二等仕人 桂二等仕人 肥田二等仕人
山本二等仕人 渡邊三等仕人 村山三等仕人
山田三等仕人 今泉三等仕人 松平三等仕人
藤野三等仕人 竹内三等仕人 曾我三等仕人
矢崎三等仕人 藤山三等仕人 夫卒一人
車夫一人

第十七號

大岡宮内省等外一等出仕 植澤二等仕人
千代間三等仕人 桂三等仕人 園部三等仕人
龜三等仕人 上田三等仕人 田中三等仕人
山本三等仕人 轆轤三等仕人 野崎三等仕人

第十八號 番

清水三等仕人 近藤三等仕人 谷脇三仕人
勝山三等仕人
川上宮内三等屬 高木同九等屬 元藤同十六
等出仕 久保同十七等出仕 京田同等外一等
出仕 岡同等外一等出仕 石川同等外一等出
仕 雇世良田義盛 伊藤新吉 夫卒一人
車夫一人

同 二 番

宮下三等馭者 武部五等馭者 小柴宮内省十
五等出仕 根村同十五等出仕 木村同十六等
出仕 矢野同十六等出仕 瀬能同等外二等出
仕 馬車器械磨方八人 夫卒一人

第十九號

馬丁
橋本大藏少書記官 松本同四等屬 堀同六等
屬 藤井同八等屬 田中同八等屬 鑑定方三
人 小者一人 車夫五人

第二十一號

權少警視

第二十二號乃至第二十八號 警視

五島内務一等屬 山崎同九等屬 大野内務省

御巡幸供奉官員人員並旅宿取調表

符合	官名	同上人員	判任	從屬等	外	小者等	合人員	旅宿軒數
第一號	右大臣	一人	一人	從者	五人	一人	七人	一軒
第二號	内務書記官	一人	二人	從者	三人	一人	五人	同
第三號	大藏書記官	一人	二人	從者	三人	一人	五人	同
第四號	太政官	二人	三人	從者	三人	二人	十人	同
第五號	御同内書記官	一人	一人	從者	三人	一人	七人	同
第六號	宮内書記官	三人	五人	從者	十三人	二人	二十二人	同
第七號	式部典	二人	二人	從者	一人	三人	八人	同
第八號	侍從	四人	四人	從者	二人	二人	八人	同
第九號	侍從	二人	四人	從者	二人	二人	十一人	同
第十號	華侍	一人	一人	從者	一人	一人	八人	同
第十一號	華侍	一人	一人	從者	一人	一人	八人	同
第十二號	華侍	一人	一人	從者	一人	一人	八人	同
第十三號	調度課	七人	七人	從者	三人	三人	十八人	同
第十四號	内匠課	二人	二人	從者	六人	六人	十一人	同
第十五號	内廷課	十四人	十四人	從者	五人	五人	十九人	同
第十六號	同	一人	一人	從者	二人	二人	十二人	同
第十七號	同	一人	一人	從者	二人	二人	十五人	同
第十八號	御親	四人	四人	從者	十一人	十一人	十六人	同
第十九號	同	六人	六人	從者	十八人	十八人	同	同

等外一等出仕

第三十號 比志島少佐 本田大尉 馬屋原大尉 高橋中尉
磯林中尉 川井中尉 佐久間少尉 大橋
少尉 細井少尉 池田少尉 小田少尉 伊
藤軍醫副 桑島馬醫補 酒井曹長 馬丁十三
人

第三十一號 番

江尻下副官代理 小林軍曹 卒十四人
同 一 番 泉軍曹代理 那古屋伍長 卒十四人
同 三 番 清水伍長 卒十四人 蹄鐵工一人

第三十二號

警視醫師

第三十三號

川路大警視 田中一等警視補 警部二人
屬官四人 土井二等巡查 等外二人 從者一
人 馬丁二人 小者一人

第三十四號

大山陸軍少輔 高田中尉 從者一人 馬丁二
人

第三十五號

井上參議 富士谷工部四等屬 波根同六等屬
雇荏原爲教 雇中上川彦次郎 小者二人

第十九番	御親課	一人	四人	十七人	十七人	一軒
第二十番	大藏書記官	一人	三人	十七人	十七人	
第二十一番	權少警視	一人	三人	十六人	十六人	
第二十二番	警視本部	二人	巡査	十四人	十四人	
第二十三番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第二十四番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第二十五番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第二十六番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第二十七番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第二十八番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第二十九番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第三十番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第三十一番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第三十二番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第三十三番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第三十四番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第三十五番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第三十六番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第三十七番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第三十八番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第三十九番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第四十番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第四十一番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第四十二番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第四十三番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第四十四番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第四十五番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第四十六番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第四十七番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第四十八番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第四十九番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第五十番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第五十一番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第五十二番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第五十三番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第五十四番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第五十五番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第五十六番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第五十七番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第五十八番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第五十九番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第六十番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第六十一番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第六十二番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第六十三番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第六十四番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第六十五番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第六十六番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第六十七番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第六十八番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第六十九番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第七十番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第七十一番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第七十二番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第七十三番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第七十四番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第七十五番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第七十六番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第七十七番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第七十八番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第七十九番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第八十番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第八十一番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第八十二番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第八十三番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第八十四番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第八十五番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第八十六番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第八十七番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第八十八番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第八十九番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第九十番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第九十一番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第九十二番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第九十三番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第九十四番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第九十五番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第九十六番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第九十七番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第九十八番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第九十九番	同	一人	一人	十二人	十二人	
第一百番	同	一人	一人	十二人	十二人	
合計	七百九十八人	旅宿	六十三軒	乗馬	百十六疋	

御巡幸御途中御馬車之節御列

括弧を附したるは御行列外

(甲警部)

儀仗より
凡一騎計
巡進し配
置をなす

(乙警部)

儀仗より
凡一騎計
巡進し配
置をなす

(丙警部)

儀仗より
凡一騎計
巡進し配
置をなす

(丁警部)

儀仗より
凡一騎計
巡進し配
置をなす

(親率)

御先導警部騎馬
御先導警部騎馬
御先導警部騎馬

騎兵
騎兵
騎兵

御旗
御旗
御旗

御下副官
御下副官
御下副官

(親率)

近衛士官騎馬
近衛士官騎馬
近衛士官騎馬

侍從馬
侍從馬
侍從馬

侍從馬
侍從馬
侍從馬

侍從馬
侍從馬
侍從馬

(親率)

上(御馬車)
上(御馬車)
上(御馬車)

侍從馬
侍從馬
侍從馬

侍從馬
侍從馬
侍從馬

(親率)

宮内卿輔の内一員馬
宮内卿輔の内一員馬
宮内卿輔の内一員馬

宮内書記官馬
宮内書記官馬
宮内書記官馬

騎兵
騎兵
騎兵

大議
大議
大議

馬車
馬車
馬車

大警視馬
大警視馬
大警視馬

太政官書記官馬
太政官書記官馬
太政官書記官馬

騎兵士官
騎兵士官
騎兵士官

騎兵
騎兵
騎兵

騎兵
騎兵
騎兵

騎兵
騎兵
騎兵

陸軍少輔馬
陸軍少輔馬
陸軍少輔馬

内務書記官馬
内務書記官馬
内務書記官馬

騎兵士官
騎兵士官
騎兵士官

騎兵
騎兵
騎兵

騎兵
騎兵
騎兵

騎兵
騎兵
騎兵

(巡査) 同 同 同
(巡査) 同 同 同
(巡査) 同 同 同

(丁警部)
儀仗より
凡一騎計
巡進し配
置をなす

御巡幸先諸器械所等御覽御歩行之節御列

地方警部
地方警部
地方警部

地方官員
地方官員
地方官員

御旗
御旗
御旗

近衛士官
近衛士官
近衛士官

侍從
侍從
侍從

侍從
侍從
侍從

上
侍補 大參政 太政官書記官 雜掌
侍補 大參政 太政官書記官 雜掌
侍補 大參政 太政官書記官 雜掌
陸軍少輔 陸軍少輔 陸軍少輔 陸軍少輔

御巡幸御途中御乗馬の節御列

地方警部馬 騎兵 同 御旗 騎兵 近衛士官馬 同馬
地方警部馬 騎兵 同 御旗 騎兵 近衛士官馬 同馬

上
侍從馬 侍從馬 侍補馬 大臣馬 參議馬 宮内卿輔馬
侍從馬 侍從馬 侍補馬 大臣馬 參議馬 宮内卿輔馬

大警視馬 太政官書記官馬 掌典馬 騎兵士官 嚙手
陸軍少輔馬 宮内書記官馬 地方長官馬

騎兵 同
騎兵 同

石川縣行在所並御小休所

越後國市振驛より一里十八町計
越後國越中境川より三十町餘計

一、宮崎村御小休 一里計 九里東太山
一、泊町驛御泊 一里二十一町 伊東祐明
非常御立退所 平柳村勝蓮寺 行在所より十町計南
一、入膳村御小休 二里計 米澤紋三郎
一、沓懸村御小休 二十四町餘 本傳寺
一、三日市村御晝 一里十町 島直平
一、持光寺村御小休 三十五町 大德寺
一、魚津驛御泊 一里六町 寺崎與一郎
非常御立退所 佛田村谷平兵衛 行在所より十町餘
一、笠木村御小休 一里 御野立假小屋
一、滑川驛御小休 三十四町 竹中禎三郎
一、水橋驛御晝 一里 廣瀬甚造
一、町袋村地内上御小休 一里六町 御野立假小屋
一、町新庄村御小休 一里一町 岩城隆常
一、富山驛御泊 一里計 草野耕多
非常御立退所 富山梅澤町大法寺 中田清平
行在所より十町計南方

富山稻荷町藤岡をせ 行在所より十町計東方

一、吳服山御腰掛 十町計 御野立
一、中茶屋村御小休 一里餘 島崎七左衛門
一、願海寺村御小休 一里餘 佐崎伊作
一、小杉新町村御小休 一里十二町餘 寺林清憲
一、大門新町村御小休 一里五町餘 笠間之幹
一、高岡驛御晝 一里廿町餘 育英小學校
一、立野村御小休 二十町餘 長久寺
一、四十萬驛御小休 一里三十四町 島田七郎平
一、今石動驛御泊 一里十一町 道林寺
非常御立退所 埴生村太田信岑 行在所より十町餘西方
一、天田峠御小休 一里十三町 御野立
一、竹橋驛御小休 三十四町 細川續
一、津幡驛御晝 一里廿七町 弘願寺
一、森下驛御小休 一里廿六町 龜田外余次郎
一、金澤町御泊 一里卅四町 中屋彦十郎
非常御立退所 金澤五寶町 行在所より十丁餘北
一、野々市村御小休 一里十二町餘 藤村理平

- | | | |
|-------------|--------|-----------------|
| 一、鯖江驛御小休 | 一里廿五町餘 | 惜陰小學校 |
| 一、武生驛御晝 | 一里廿四町餘 | 引 接 寺 |
| 一、脇本村御小休 | 一里一町餘 | 中山 兆 平 |
| 一、鯖波村御小休 | 二十七町餘 | 石倉幾太郎 |
| 一、湯尾村御乘替御小休 | 十町餘 | 山口太郎兵衛 |
| 一、湯尾峠御小休 | 十五町餘 | 三田村 吉 藏 |
| 一、今庄驛御泊 | 一里三町 | 後藤覺左衛門 |
| 非常御立退所 | 歸村圓覺寺 | 行在所より十五町計
南方 |
| 一、新道村御小休 | 一里八町 | 眞 福 寺 |
| 一、二、屋村御晝 | 三十二町餘 | 高野三喜太 |
| 一、木、芽峠御小休 | 二十五町餘 | 前 川 肇 |
- 石川縣御巡幸之節奉送迎之次第
- 一、石川縣下泊驛御着輦の前日、縣令爲伺天機新潟縣糸魚川行在所へ參上之事。
- 一、兩縣管轄境々川橋東に於て縣令奉迎。聖駕警部二人騎馬にて御先導、縣令騎馬にて供奉之事。
- 一、金澤御駐輦爲伺天機行在所へ參上之者。

- 石川縣令
同 大書記官
有位者
六級以上教導職
維新之際王事に勤勞賞典に預りし者
前日
- 一、縣廳へ臨幸之節、縣令行在所へ參上御先導之事。
- 一、大書記官僚屬を率ゐ、臨幸門外に奉迎し敬禮を行ふ。
- 一、御巡覽左の通上請候事。
- 一、縣令御先導縣廳内便殿へ着御御小憩。
- 一、此所に於て縣令・書記官拜謁後、縣令祝辭を上り、併せて縣治事務の概略を上奏。次に縣令御先導、各課平常之如く事務を處するの狀を御巡覽。此時各員起て敬禮を行ふ。畢て便殿に復御。
- 一、還 幸。
- 但、奉送之儀は奉迎の時に準ず。
- 一、公立第一男女師範學校へ臨幸之節、左之通奉供天覽候事。

- 一、縣令御先導、本校長教員生徒を率ゐ、臨幸門外に奉迎し、敬禮を行ふ。便殿明倫へ着御。
- 一、縣令本校規則及び沿革書、教員・生徒の名簿を上り、併せて本校生徒の作文等を奉る。便殿内に於て本校女子生徒・各級小學校生徒作文・習字を陳列し、宸覽に便す。 校長祝辭を奏上す。畢て縣令・校長御先導、豫定の教場へ入御、此時本校上級生兩名講義を宸聽に供す。此間凡御諮詢あれば校長奉答す。次に樓上各教場御巡覽。此時教員生徒起て敬禮を行ふ。以下同し。 更に講堂に於て附屬校及び金澤市中上等生優等の者二講習問答經歷せし教科書中を問答す。 宸覽に供す。此時凡右畢て樓下各教場御巡覽。更に玄關より女子校玄關へ入御、同校豫定の教場に於て上級生兩名講義を宸聽に供し、此間凡及び各教場御巡覽は男校の如し。畢て更に便殿へ着御、此時庭前便殿に於て、東北に於て、金澤市内上等小學校生徒体操を演じ、宸覽に供す。
- 此間金澤裁判所へ臨御。

- 一、金澤公園勸業博物館へ臨幸之節、左之通奉供天覽候事。
- 一、縣令御先導、公園吹井戸前より該館へ入御、門前へ社員一同奉迎、便殿附屬着御、午餐を供す。

- 一、東本館御通覽、石橋通り集産館、管下物産の陳列を御通覽。次で西本館より再び便殿へ着御。
- 一、還幸の節は附屬館の門より通御。
- 後日

- 一、金澤營所へ臨幸。
- 一、公立金澤醫學所へ臨幸の節、左の通奉供天覽候事。
- 一、縣令御先導、所長教員等生徒を率ゐ、臨幸門外に奉迎し敬禮を行ふ。便殿に着御。
- 一、縣令本所規則及び生徒の名簿を上り、次に所長祝辭を奏上す。
- 一、縣令所長御先導教場へ入御、授業の狀を供宸覽。此時教員・生徒起て敬禮を行ふ。次に生徒人生理學試驗・化學試驗及び諸器械を宸覽に供す。
- 一、便殿に復御。此時外國醫學教師奉謁す。
- 一、公立中學師範學校へ臨幸之節、左の通奉供天覽候事。
- 一、縣令御先導、係り官員教員・生徒を率ゐ、臨幸門外に奉迎し、敬禮を行ふ。便殿本校着御。
- 一、縣令本校規則等を上る前校の如し。畢て外國英學教

師奉謁。

一、縣令・係官員御先導、化學教場へ入御、化學作用を宸覽に供し、此間凡十分御諮詢あれば教員奉答す。次に別教場に於て英語會話及び漢籍講義を宸聽に供す。此間凡十分右畢つて各教場御通覽。敬禮前校に倣ふ更に便殿へ着御。

一、還幸。

但、奉送の儀は奉迎の時に準ず。

一、製糸會社・撚糸會社・銅器會社へ臨幸之節、左の通奉供天覽候事。

一、縣令御先導、撚糸會社へ入御。三會社長・社員撚糸會社門前に奉迎。便殿に着御、御小憩。
一、撚糸製品を供宸覽、次に撚糸機械・樓上樓下の景況を供宸覽。御諮詢あれば係り官員又は社長奉答す。
畢て同社便門より製糸會社へ通御、製品及び工業の實況を供宸覽。御諮詢あれば上に同じ。
畢て銅器會社便路より通御。樓上に於て製品を供宸覽。
次で工業場御通覽。御諮詢あれば上に同じ。

一、銅器會社表門より還幸。

但、奉送の儀は奉迎の時に準ず。

一、縣令爲伺天機、御泊行在所毎に參上候事。
一、滋賀縣下へ御移之節は、縣令管轄境木・芽峠に於て奏送聖駕候事。

一、同日縣令爲伺天機、敦賀行在所へ參上候事。

明治十一年九月

石川縣令祝辭

恭しく惟るに、各道巡幸の典たる、民の利病を悉し、教育工藝の如何を察し、以て之を改良進歩せしめんとするに在りて、凡そ斯の民を愛養し、斯の國を富強にせんとするもの、皆將に此舉より出んとす。嗚呼
陛下至仁、宵旰治を圖り、少しくも暇豫せず。嚮には鸞輿を西東に臨まされ、今や車駕を北陸に迎ふ。斯の民の幸福何を以てか之に加へん。臣叨りに任を地方に辱うし、生て斯の聖世に逢ふ。庶幾くは夙夜匪懈、涓埃の微末を報ぜん。爰

に

聖蹕を金澤に駐め、臨御を廳堂に賜ふ。臣欣抃感激の至りに堪へず、謹んで萬歳を祝し奉る。

明治十一年十月三日 石川縣令正六位臣 桐山純孝

石川縣令上奏

恭しく北巡の

鸞駕を迎へ、

龍顏に咫尺し、謹んで施政の要旨と縣治の沿革を奏す。臣純孝不敏自から揣らず、叨りに恩遇を蒙り、地方の重任を辱くすること茲に年有り、今や民情の好惡風俗の良否に於て粗知悉、況や其利害休戚に於て雷に親炙膚接するのみならず。伏して惟ふに、我縣は北方に僻在し、氣運の進歩勢

ひ上國の駢馳するに能はず。要するに闔縣の人民をして、聖意の在るところを識らしめ、進向の着點を誤らざらしむるに如かずと夙夜憂慮、苟しくも報効の驗しあらんことを冀ふ。然れども民度の未だ至らざるに、強て開化の域に導

くときは、企圖未だ熟せずして事を舉ぐるに急なるものと同一一般、幸に目下無前の業を立つるも、之を永遠に維持する能はず。適さに人心を撓動し、却て再舉を沮むを致すに足る。是れ豈良全の處置と云ふべけんや。臣純孝任を本縣に奉ずるの際、風土人情を斟酌し、竊かに以爲らく、事を舉げ民を導く宜しく審密にして輕進すべからず。歩々相顧み、着々實を踐み、常に方余の地を占むるを以て針點とす。是を以て縣治の事未だ意想の十が一を了する能はず。仰て負荷の重きを思ひ、惶懼恐悚の至りに堪へず。

聖恩の寛宥なる臣が驚駭を以てせず、之に假すに歲月を以てせば、逐次緒に就き績を底すものあらんとす。因りて左に既成の跡を條陳し、將來の目的を開列す。
明治四年新置縣の際、金澤縣を置かれ加賀國を管す。同五年七尾縣を廢し能登國を併せらる。同六年白山麓十數村を加賀國に加へらる。同九年新川・敦賀兩縣を廢せられ、越中及び越前國七郡も亦併せらる。爰に於て全管四州、幅員七百六拾五方里、戸數三十七萬三千五百三十五、人口百八十二萬六千九百二十七。地勢北海に濱し東南に山岳を帶ぶ。

而て能登國は海中に突出する凡參拾餘里、東北越後國界より西南近江國界に至る、道程殆ど七拾里。越中富山・越前福井に支應を置き、遠隔地方の施政に便ならしむ。

管民は農及び漁を以て專業とす。置縣以來多少水旱の天災を免かれざるも、未だ非常の凶害に罹らず。稼穡の業に於ける秋熟の甲乙あるも、概ね中等以上の収入ありて、毎年管外へも輸送す。漁業の得る處、食用は管下の外尙信濃・飛騨等へ輸送し、其他田圃の肥糞に供するもの少しとせず。士族教授の方法は、置縣の始より百端議を盡し苦慮するも、容易に其功驗を顯はすに至らず。或は北海道の移住を慫慂し、或は勸業授産場を設け、士民貧困の男女に應分の業を授け、或は家祿奉還等により耕地を所有するあり、又は雜業を營むありて、連年力食の端を起さしむと雖も、多數の士族一朝の以て能く得しむるに至らず。只管將來に着目する處は、大に物産及び工藝の業を盛大ならしめ、其間接に就き廣く融通の基を開かん。

教育は、加賀・能登兩國に於ては、明治五年學制頒布以來鼓舞獎勵、蒙昧を開き陋愚を導き、學の以て就かざるべから

ることを領解せしめ、校の以て創せざるべからざることを説示し、數年の後到的處學校の設けあらざるなきに至る。越中國及び越前國七郡は、舊新川・敦賀兩縣の緒を繼ぎ、漸次斟酌釐正を加ふ。今や四州の教育粗一轍に歸し、就學の生員凡そ學齡三分の二に居る。尙學事進歩景況の部に就て奏すべし。

物産及工藝の將來に尤注目すべき者は、農事の改良、桑茶の繁殖製法の研窮、陶漆器業の擴張、奉書紬及び製紙の改良、鑛山の開坑等、或は官府の力を籍るものありて、其得失を質し、着實に擴充勸奨する所あらんとす。尙別に勸業方法の部に就て奏す可し。

地租改正は七年より着手し、加・能兩國は九年、越中は本年一月を以て成功し、越前七郡亦粗卒業に及び、不遠本局の裁可を仰がんとす。四ヶ國とも舊租の寛苛に因り新租に増減あるも、新租の舊税より減する少々ならず。改租の洪恩を奉體し、民力を養成する將に此時にあらんとす。

凶荒の豫備及び小學の維持方法、改租減税の恩澤により、加賀・能登及越中國は改租卒業の年より已に施行し、追

次若干の金穀を蓄積せり。

越中に黒部・常願寺・神通・庄・小矢部等の五大川あり。加賀に手取・梯・犀・淺野の四大川あり。越前に九頭龍・足羽・日野の三大川等ありて、連年水害の免れざる處、隨て歲出の内巨萬の金額を費すは實に此土木にして、四・五年を平均すれば毎年九拾六・七萬圓に至れり。尙鹿菜工及ケレツプ等の法を取捨は勿論、漸次改正全川の目的を立つる處あらんとす。

民費の節減と下情上達及び施政の便否とに注目し、置縣以來或は區劃を改正し、或は區吏を省略し、漸次費用節略の法を設けると雖も、去る七年來地租改正に際し、民間臨時の失費多く、昨十年の民費高百三拾九萬七千八百餘圓なり。然りと雖も改租濟の地方は、大に費用の減する所あれば、本年已に管内全く改租卒業せしにより、將來は大に減少に至る可きなり。

北海は元日本形船舶を除くの外、海陸の運輸殊に不便を極め、管内の商船主として物貨交通する處の大阪・馬關・北海道等の各地と物價の高低尤も甚だし。然る處近來船舶の便

稍開け、加るに陸路は險難迂回を轉じて車道とし、大川は渡舟を廢して橋を架し、或は水道の便を開通する等ありて、追次物價權衡及び物産繁殖を得るの目的に達せんとす。

今や北海運輸の便漸く開くるの時に際し、京師より敦賀港間の鐵道數年を出ずして落成の後、北海汽船の航通愈繁く、爲めに物貨運搬の舊業一大變革に至るべく、固より北陸諸州の氣運も隨つて一變し、其景況大に昔日の如きにあらざるべし、之に先んじて着手を要すべき者は、越前大野より美濃國へ通するの新路、及び越中富山より飛騨國高山へ通するの路線を開通するにありて、既に隣縣へ協議の端を起す。就中能州西部安部郡及一宮より東部田端郡及七尾陸地を開通し、大小船舶の通行を開くは最緊要なりとし、方今實地を考量し、上司へ稟議する所あらんとす。

先年貢租石代納の頃は、其期節金融の不便殊に甚だしく、僻地村落の如き、中には實に見聞に忍びざる程のことありしも、爾來改租の減税あり、各銀行の紙幣あり、秩祿證書あり、或は諸會社等の如きも頻年増加し、爲めに金錢の流通を助け、加るに地租上納期限の改正、及び代米納等の寛

典を擧げられ、今や概して金融の不便に苦しむもの多しとせず。

郡區改正實施方は即今調整中なり。縣會は明春より開設し、地方税は十二年度より施行の見込を以て上申する所あらんとす。

右縣治の大綱を奏す。尙詳細は別紙目錄の書を添へ謹んで上る。誠惶誠恐頓首頓首

明治十一年十月 石川縣令正六位臣 桐山純孝

有功者等級

甲部

能登國珠洲郡北方村 藻 寄 行 藏

同 鳳至郡宇出津村 多 田 六 藏

將に廢れんとし、一國の命脉にも關する民業の大なるものを維持し、尙將來の基本を立てしもの。

能登國羽咋郡福浦村 日 野 吉 三 郎

二百六拾餘年世々相繼ぎ志操を怠らず、點火以て入津の處を示し、民の便を助けしもの。

能登國羽咋郡 神 前 祐 弘
世人に知らしめずして、匿名を以て難路に石を敷き、行人の便を助けしもの。

金澤町 長谷川準也
同 大塚 志 良

著しき工藝の敷場を發起し、民益を謀りたるもの。

越中國礪波郡内島村 亡五十嵐孫作

同 新川郡天正寺村 亡金山十次郎

同 新川郡東長江村 亡金山十左衛門

同 射水郡高木村 亡石黒藤兵衛

同 新川郡吉嶋村 神保助三郎

同 新川郡神田村 結 城 甚 助

職務上と雖も、宜しく造意して數百町の開墾功を奏せしもの。

越中國 郡熊林村 亡椎 名 道 三

同 新川郡泊村 亡小澤與三左衛門

同 新川郡入膳村 亡米澤紋三郎

同 新川郡若栗村 亡西 田 豐 助

同

郡中新村 亡森 丘 覺右衛門
藩命を奉じて殆ど千町歩の開墾を奏功し、其費用をも辨ぜしもの。

越中國新川郡泊村 亡伊藤彦四郎

舊藩に請うて開墾に従事し、遠隔の水道を延き、百二十餘町歩の新田を開き、并に畑地殆ど六百町歩を水田となせしもの。

金澤町 圓 中 孫 平

一己の營業に出づると雖ども、偶然民産を誘導し、父子屢海外に渡航して輸出の端を開きしもの。

金澤町 林 榮 次 郎

未だ民益の實効を奏せざるも、絶妙の機械を發明し、他日國益を興さんとするもの。

越中國射水郡伏木村 藤 井 能 三

燈明臺を築き學校を興し、新道を開き、其他民の便を興ふるの志篤く、將來民益を爲さんとする有力のもの。

越中國新川郡泊村 小 澤 與 三

祖父助右衛門・父與三衛門の遺志を續ぎ、自己持高の内百九

十二石餘を除蓄して郷里の窮民救助の資に充て、連綿三十九年間、積む處の米計千四十餘石。三代志を一にせるもの。

富山町 岡田屋 嘉兵衛

舊藩の力を藉りて多年間刻苦勉強、水道を通じ、爲めに人民の其他に集り來り、開拓に従事するもの多く、終に石高二千石、戸數三百四十餘戸の地を開きしもの。

乙部

越前國大野郡大野 内山七郎左衛門

經濟に通じ、該地士族自營の主となり、盛に通商を開き、偶然民産を導くもの。

越前國南條國河野浦 中村三之丞

同 右近權右衛門

許多の費金を負擔し、困難なる新道を開き、民便を起せしもの。

越前國今立郡石田村 高島善右衛門

一身の浮沈を顧みず、殖産の一部を勤めしもの。

加賀國江沼郡大聖寺町 飛鳥井 清

士族自營の方嚮を誘導せんことを勤め、尙他日爲す處あら

んとするもの。

加賀國江沼郡大聖寺町 梅田 五月

同 生田 四郎作

多少の私金を投じ、新道を開きしもの。

越前國阪井郡 前田 閑

汽船小航路を開き、維持の宜しきを得しもの。

加賀國石川郡粟崎村 木谷 藤十郎

同 木谷 次郎作

同 河北郡向粟ヶ崎村 島崎 徳平

同 島崎 理作

越中國射水郡伏木 藤井 能三

同 放生津 □村彦 □

同 礪波郡今石動 上野 十右衛門

同 三郎丸村 櫻井 宗一郎

加越國境矢田越の新道を開くに發起盡力し、費途を助けしもの。

金澤町 佐久間 盛武

同 寺西 直通

越中國立山の山間嶮峻の地を拓き、多年刻苦し、信州へ通する新道を開きしもの。

同 堀 四郎

製糸撫糸等の機械を模造し、已に鴻益を奏せしもの。

丙部

金澤市 津田 吉之助

鑛業の將に廢せんとするを發し、國產の一部を増進せしもの。

越中國礪波郡福光 中村 林造

製糸場を起し、生産を改良するを勤めしもの。

加賀國能美郡須天 米谷 磯五郎

製茶の改良法を教授し、大に民益を與へしもの。

越中國 婦負郡 橋爪 シイ

製糸場の將に衰んとするを助け、益進歩をなさしめしもの。

金澤町 丘村 隆桑

養蠶の改良を謀り、民益を與へしもの。

加賀國能美郡寺井村 綿野 源右衛門

九谷陶器の賣路を開き、殖産の功をいたすもの。

越中國射水郡高岡町 金森 宗七

銅器の工人を育成し、製産を誘導するもの。

越前國大野郡勝山 齋藤 治兵衛

同 小林 平三郎

同 秦 勤有

製糸場を起し、該地の殖産をを誘導するもの。

御巡幸之節下賜品

記

石川縣金澤醫學所雇外國教師蘭人

一、白縮緬 御目錄 壹疋 ドクトル、ア、ホルトルマン

右十月三日該醫學所臨幸の節下賜。

一、金參拾四圓七拾五錢 戊辰の役戦死の者百參拾九名

但祭資料

一、金參圓五拾錢 西南の役戦死警部九名

但前同斷

一、金拾參圓五拾錢

同

巡查五十四名

右十月四日金澤町行在所に於て下賜。

一、金百圓

製糸社 松本 政春

銅器會社 大塚 志良

製糸社 林 顯三

撫糸會社 吉田 溫一郎

右本年十月四日該三社へ臨幸の節下賜。

加賀國石川郡金澤町士族

一、御褒詞書 壹通

長谷川 準也

同

大塚 志良

但、夙に勸業興生の志篤く、金澤區方開拓及び製糸撫糸・銅器の諸會社創立等に盡力不少廉を以て。

右本年十月四日下賜。

一、金壹圓五拾錢

奏任 二人

一、金九拾五圓

判任官百五十三人

一、金百四拾九圓七拾五錢

巡查五百九十九人

一、金貳拾八錢貳拾五錢

等外吏六十三人

一、金貳拾七圓七拾五錢

月給雇百十一人

一、金貳拾五圓五拾錢 御道筋 區長五十一人
一、金貳百八拾壹圓拾五錢 同 戸長千百二十六人
右十月五日金澤町行在所に於て下賜。
一、金三圓五拾錢 石川縣中等師範學校教員十四人
一、金貳拾壹圓 同 優等生十一人
一、金五圓 同 雇外國教師一人
一、金貳拾五錢 石川縣第一師範學校 長一人
一、金六圓 同 教員二十四人
一、金貳圓 同 優等生二人
一、金三拾三圓五拾錢 附屬小學校 優等生男女六拾七人
一、金壹圓七拾五錢 石川縣第一女子師範學校教員七人
一、金壹圓 同 優等生一人
一、金貳拾五錢 石川縣第二師範學校校長一人
一、金三圓五拾錢 同 教員十四人
一、金五圓 同 優等生五人
一、金壹圓五拾錢 同 校內致遠中學校教員六人
一、金壹圓 同 優等生一人
一、金貳圓七拾五錢 石川縣第二女子師範學校教員十人

一、金貳圓 同 優等生二人
右十月五日金澤町行在所に於て下賜。
一、金貳拾五錢 石川縣金澤醫學所 所長一人
一、金參圓七拾五錢 同 教員十五人
一、金五圓 同 雇外國教師一人
一、金六圓 同 優等生六人
一、金五拾錢 石川縣富山醫學所 校長二人
一、金七拾五錢 同 教員三人
一、金貳圓 同 優等生二人
右十月五日金澤町行在所に於て下賜。
一、眞綿 一包 越中國婦負郡高清水村 平民境市三郎祖母 安永七年正月十五日生
一、眞綿 一包 越中國礪波郡苗加村 平民今江六之助祖母 安永二年十月十日生
一、眞綿 一包 越前國今立郡荒谷村 平民森喜三郎祖母 安永四年正月五日生

右百歳以上の者。

一、金千七百三拾五圓五拾錢 八十歳以上百歳未満六〇〇〇
行在所に於て下賜。

加賀國江沼郡大聖寺町士族
一、御褒詞書 一包 飛鳥井 清
但、勸業興産の志篤く漆器製方改良及鉛筆製造等に盡力せし廉を以て。
右十月六日大聖寺町行在所に於て下賜。

越中國新川郡泊村平民

一、御褒詞書 一通 小澤 興 三
一、羽二重 一疋
但、祖父故助右衛門以來、貧民の爲め年々米穀を貯蓄し、救害憫病の費及産業の資に供し候廉を以て。
越中國射水郡新湊町平民
一、御褒詞書 一通 藤井 能 三
一、羽二重 一疋

但、越中國射水郡新湊に諸船隻出入便の爲め燈明臺を建築し、且一時其費を支辨じ、其他道路修築等盡力候

廉を以て。

能登國羽咋郡福浦村平民
一、御褒詞書 一通 日野吉二郎
一、羽二重 一疋
但、十一代の祖日野長兵衛以來、能登國羽咋郡福浦村に於て、諸船隻出入便利の爲め毎夜等を焚き、尋で明治九年中同所に燈明臺を建設してこれに替へ、且一時其費を支辨する等盡力候廉を以て。

能登國鳳至郡宇出津村平民

一、御褒詞書 一通 多田 六 藏
但、能登國珠洲・鳳至兩郡製塩の産業保續に付、盡力不少廉を以て。
能登國珠洲郡北方村平民
一、御褒詞書 一通 藻寄 行 藏
但前同斷

越前國大野郡大野町

一、御褒詞書 一通 内山七郎右衛門
但、多年通商の途擴充方に注意篤く、且〇〇就産に盡

力候廉を以て。

右十月六日丸岡町行在所に於て下賜。

一、金貳拾五錢 石川縣第三師範學校 校長一人

一、金三圓五拾錢 同 教員拾四人

一、金三圓 同 優等生三人

一、金七拾五錢 石川縣第三女子師範學校教員三人

一、金貳圓 同 優等生二人

一、金六圓 越前國七郡各小學校優等生拾二人

右十月七日福井町行在所に於て下賜。

一、金貳拾五錢 石川縣福井醫學所 教長一人

一、金貳圓 同 生徒二人

一、金四圓 石川縣金澤醫學所 優等生四人

右十月七日該所へ御名代參向の節下賜。

越前國足羽郡福井町士族

一、金五拾圓 毛 受 洪

一、白緬縮 一疋

但、御一新の際盡力候者。

右十月七日福井町行在所に於て下賜。

越前國足羽郡福井町

故橋 本 左 内

一、金貳拾圓 但、前同斷祭資料。

右十月八日今庄驛行在所に於て下賜。

一、酒饌并御盃 奏任二人

右前同斷。

御休泊所へ被下物

加賀國河北郡九折村平民

一、金拾圓 山 田

但、御馬車御乗替所該村費を以て出來候に付。

加賀國河北郡竹橋驛平民

一、金拾五圓 細 川 續

但、御小休所。

御紋付 一、木 盃 一個 同 人

一、紅羽二重 一匹

但、玉座等官費修繕を除く外自費を以修繕候に付。

加賀國河北郡竹橋驛平民

一、金貳圓 中 農 與 助

但、御厩課小休所。

同 驛平民

一、金貳圓 細川 九右衛門

但、騎兵小休所。

同 驛平民

一、金參圓 加藤 清 藏

但、巡查小休所。

同 驛平民

一、金參圓 村田 嘉左衛門

但、巡查小休所。

加賀國河北郡津幡驛

一、金貳拾五圓 弘 願 寺

但、御晝行在所。

弘願寺住職

御紋付 一、三、組木盃 一組 烏 越 玄 正

一、紅羽二重 一匹

但、玉座等自費を以修繕候に付。

加賀國河北郡清水村

一、金五拾錢 共有 井 戸

但、御膳水御用。

加賀國河北郡森下驛平民

一、金拾五圓 龜田 外余次郎

但、御小休所。

一、麻 晒 二匹 同 人

加賀國河北郡坂村平民

一、金五拾錢 杉坂 太兵衛

但、御膳水御用。

同 森下驛平民

一、金貳圓 宮 本 仕 平

但、御厩課小休所。

同 驛平民

一、金貳圓 林 勘右衛門

但、騎兵小休所。

同 森下驛平民

一、金參圓 但、巡查小休所。	八田次右衛門	一、金四圓 眞成組社長	區務所
同 森下驛平民	中川	但、御物置場。	松田亮
一、金參圓 但、巡查御小休所。	加賀國石川郡金澤南町平民	一、金百圓 但、該館へ臨幸の節。	金澤勸業博物館
一、金貳百圓 但、行在所。	中屋彦十郎	一、金貳拾五圓 金澤公園内地所拜借人	野村捨吉
御紋付 一、三組銀盃 一組	同 人		吉本次郎兵衛
一、紅白縮緬 三匹			朽谷忠平
但、玉座等自費を以て修繕候に付。	金澤松原町士族		林新
一、金壹圓 但、御膳水。	中村徳成		金田
金澤五寶町			越村佐助
一、金壹圓貳拾五錢 但、非常御立退所。	西本願寺別院		竹田伊右衛門
金澤町			中野幸助
			大鋸村定吉
			加藏澄雄
			末村久兵衛

額谷重太郎	一、金貳圓 但、騎兵小休所。	藤谷喜四郎
金澤神社講中總代 津澤善平	一、金三圓 但、巡查小休所。	石川郡野々市村平民 杉浦友里
十月五日		石川郡野々市村平民 藤村嘉助
加賀國石川郡野々市村平民	一、金貳圓 但、前同斷。	石川郡松任町有志總代 岡本新太郎
一、金拾五圓 但、御小休所。	一、金貳拾五圓 但、行在所。	同 人
一、麻晒 二匹 但、玉座自費を以て修繕候に付。	一、金三百圓 但、玉座等自費新築に付。	石川郡松任町辰巳町 共有井戸
石川郡野々市村平民		石川郡下柏野驛平民 芳岡九平
鈴木豊次郎	一、金五拾錢 但、御膳水御用。	
石川郡野々市村平民	一、金貳圓 但、御膳課小休所。	
絹川善吉		
石川郡野々市村平民		

但、御小休所。	同	人
御紋付	一、木 盃 一個	
一、紅羽二重 一匹		
但、玉座等自費修繕に付。	石川郡下柏野驛平民	
一、金貳圓	寺澤市次	
但、御厩課小休所。	石川郡下柏野驛平民	
一、金貳圓	寺澤市右衛門	
但、騎兵小休所。	石川郡下柏野驛平民	
一、金參圓	茶部九郎平	
但、巡查小休所。	石川郡下柏野驛平民	
一、金參圓	松井太平	
但、前同斷。	石川郡粟生村平民	
一、金貳拾圓	川北彌右衛門	
但、御小休所。	同	人
但、御厩等自費修繕に付。	石川郡粟生村平民	
一、金壹圓	北野與三左衛門	
但、御輿置所。	石川郡粟生村平民	
一、金貳圓	川北吉右衛門	
但、御厩課小休所。	石川郡粟生村平民	
一、金貳圓	北野庄助	
但、騎兵御小休所。	石川郡粟生村平民	
一、金貳圓五拾錢	川北みつ	
但、巡查小休所。	石川郡粟生村平民	
一、金貳圓五拾錢	北野金石衛門	
但、前同斷。		

能美郡寺井村平民	鈴木清七	能美郡寺井村平民	酒井與次右衛門
一、金貳拾圓		但、御小休所。	
御紋付	一、木 盃 一個	同	人
但、御厩板敷等自費修繕に付。	能美郡寺井村平民		
一、金五拾錢	倉元作右衛門		
但、御膳水御用。	能美郡寺井村平民		
一、金貳圓	松井孫四郎		
但、御厩課小休所。	能美郡寺井村平民		
一、金貳圓	澤田久三郎		
但、騎兵小休所。	能美郡寺井村平民		
一、金參圓	德野藤次		
但、巡查小休所。			
能美郡寺井村平民	鈴木清七	能美郡寺井村平民	酒井與次右衛門
一、金參圓		但、前同斷。	
但、前同斷。	能美郡小松驛		
一、金五拾圓	本連寺		
但、行在所。	本連寺住職		
一、三組木盃 一組	大谷嚴正		
一、紅白羽二重 二疋	加賀國能美郡小松驛		
但、行在所玄關前敷石新調其他所々自費修繕候に付。	本光寺		
一、金壹圓貳拾五錢	加賀國能美郡小松驛		
但、非常御立退所。	武部祐太郎		
一、金壹圓	同 串茶屋村平民		
但、御膳水御用。	清水重作		
一、金拾五圓			

但、御小休所。	同	人	御紋付	興宗寺住職	但馬行念
一、麻晒 二疋	同		一、銀 盃 一個		
但、御厠板敷等自費修繕に付。	同	串茶屋村平民	一、紅縮緬 一疋	但、通御門等自費新築等に付。	
一、金貳圓		安藤茂一	但、通御門等自費新築等に付。		
但、御厠課小休所。	同	串茶屋村平民	一、金貳圓	同	江沼郡月津村
一、金貳圓	同	佃次平	但、御厠課小休所。		月津小學校
但、騎兵小休所。	同	串茶屋村平民	一、金貳圓	同	同
一、金參圓	同	常葉清平	但、騎兵小休所。		同
但、巡查小休所。	同	串茶屋村	一、金參圓	同	江沼郡月津村平民
一、金參圓	同	九思小學校	但、巡查小休所。		角谷惣五郎
但、巡查小休所。	同	加賀國江沼郡月津村	一、金參圓	同	江沼郡月津村平民
一、金拾五圓	興宗寺		但、巡查小休所。		森田甚與門
但、小休所。			一、金拾五圓	同	江沼郡動橋村平民
			但、御小休所。		橋本平四郎

一、麻晒 二疋	同	人	一、金貳拾五圓	錦城小學校	
但、通御門自費新築等に付。	同		但、行在所。		
一、金五拾錢	同	江沼郡清水村	同	江沼郡大聖寺町有志總代第十三大區長	
但、御膳水御用。	同	共有井戸	一、金五拾圓	同	瀧 謙
一、金貳圓	同	江沼郡動橋村平民	但、大聖寺町行在所内玉座天井等自費を以て修繕候に付。		
但、御厠課小休所。	同	平野平四郎	一、金五拾錢	同	江沼郡大聖寺町士族
一、金貳圓	同	江沼郡動橋村	但、御膳水御用。		佐久利政一
但、騎兵小休所。	同	谷口文七	一、金貳拾圓	越前國坂井郡牛ノ谷村	俊明小學分校
一、金參圓	同	江沼郡動橋村	但、御小休所。		
但、巡查小休所。	同	葛江與三次郎	一、金貳圓	同	坂井郡牛ノ谷村平民
一、金參圓	同	岡野平三郎	但、御厠課小休所。		谷本市之助
但、前同斷。	同	江沼郡大聖寺町	一、金貳圓	同	坂井郡牛ノ谷村平民
			但、騎兵小休所。		堂前久兵衛

一、金參圓	同	坂井郡牛、谷村平民	一、金三圓	越前國坂井郡中川村平民
但、巡查小休所。		坂井甚左衛門	但、巡查小休所。	松島重右衛門
一、金參圓	同	坂井郡牛、谷村平民	一、金三圓	同
但、巡查小休所。		前川助右衛門	但、前同斷。	坂井郡中川村平民
一、金參圓	同	郡牛、谷村平民	一、金五拾圓	同
但、供奉官員小休所。		坂口甚平	但、行在所。	坂井郡丸岡驛
一、金貳拾五圓	同	坂井郡中川村	一、金百圓	同
但、御小休所。		西光寺	但、玉座等新調道路橋梁修繕。	坂井郡丸岡驛有志總代
一、金貳圓	同	坂井郡中川村平民	一、金壹圓貳拾五錢	同
但、御馬課小休所。		島崎四郎右衛門	但、非常御立退所。	當縣第十四大區務所
一、金貳圓	同	坂井郡中川村平民	一、金壹圓	越前國坂井郡丸岡異町士族
但、騎兵小休所。		長島清左衛門	但、御膳水御用。	青木無

一、金拾五圓	坂口平助	但、行在所。	東本願寺別院輪番
但、御小休所。		御紋付	一、銀盃一個
一、麻晒二疋	同	一、紅縮緬一疋	大橋大宗
但、玉座等自費を以て修繕候に付。		但、御厠等自費を以て修繕候に付。	同
一、金貳圓	同	一、金壹圓貳拾五錢	同
但、御厠課小休所。		但、非常御立退所。	本願寺別院
一、金貳圓	同	一、金壹圓	共有井總代
但、騎兵小休所。		但、御膳水御用。	坂井市太郎
一、金參圓	同	一、金拾五圓	同
但、巡查小休所。		但、御小休所。	足羽郡淺水驛平民
一、金參圓	同	一、麻晒二疋	池田彌織
但、前同斷。		但、御厠等自費を以て修繕候に付。	同
一、金七拾五圓	同	一、金貳圓	同
			足羽郡福井乾中町
			東本願寺別院
			藤井次郎八

但、騎兵小休所。	同	南條郡湯尾驛平民
一、金參圓	同	萬谷茂左衛門
但、巡查小休所。	同	南條郡湯尾驛平民
一、金三圓	同	三田村清助
但、巡查小休所。	同	南條郡湯尾驛平民
一、金貳拾圓	同	三田村吉藏
但、御小休所。	同	南條郡湯尾驛平民
一、金貳圓	同	野村喜三郎
但、御厩課小休所。	同	南條郡湯尾驛平民
一、金貳圓	同	柴田儀左衛門
但、騎兵小休所。	同	南條郡湯尾驛平民
一、金參圓	同	末口孫市
但、巡查小休所。	同	南條郡今庄驛平民
一、金五拾圓	同	後藤覺左衛門
但、行在所。	同	御紋付
一、木盃一個	同	同
一、白羽二重料金貳拾五圓	同	南條郡今庄驛平民
但、玉座御浴室等自費を以て修繕候に付。	同	齋藤重之進
一、金壹圓	同	南條郡歸村
但、御膳水御用。	同	圓覺寺
一、壹圓貳拾五錢	同	南條郡新道村
但、非常御立退所。	同	眞福寺
一、金貳拾圓	同	南條郡新道村總代平民
但、小休所。	同	中村彌平
一、金拾圓	同	中村彌平

但、供奉官小休所。	同	南條郡二屋村平民
一、金參拾圓	同	高野三喜太
但、行在所。	同	同
一、麻晒一疋	同	人
但、通御門自費を以新築候に付。	同	南條郡二屋村共有井總代
一、金五拾錢	同	同
但、御膳水御用。	同	南條郡木芽峠平民
一、金貳拾五圓	同	前川肇
但、御小休所。	同	南條郡木芽峠
一、金參圓	同	吉羽富之助
但、供奉官小休所。	同	天覽に付被下物
一、金貳圓	同	同
但、越中國新川郡宮口村一同、生魚を供天覽候に付。	同	同
一、金五圓	同	但、越前國福井乾中町東本願寺別院輪番大橋大宗、柿井雲丹を供天覽候に付。
一、金七拾五錢	同	但、越前國福井春山中町平民伊藤久吉祖母口（八十ニ歳）、手織木綿供天覽候に付。

中屋記録

明治十一年八月區務所へ御呼立に付頭候處、今般北陸御巡幸被爲在候に就ては、當地行在所^(中屋)其方へ被仰付筈に候間、心得の爲め豫め申入置候得共、尙確實なる儀は追て可及通知との趣御談に付、重て御談相成儀と待居候處、同月二十七日縣官勝本菊正殿突然御出にて、御巡幸御先發官内務少輔林友幸殿・宮内省書記官櫻井純造殿・少警視佐和正殿等都合十人計、行在所爲御見分本日私方へ御出之由御談有之。事急にして驚入候得共、不取敢掃除等致させ居候内、區吏の方々も追々被參、其内宮井本縣四等屬御先導にて、御先發官の方々森下驛より直に御出相成、先づ西の座敷へ御通申置き、茶菓子を出す。然る處本縣廳次官も御出相成、漸て掃除も相濟候故、間毎に御誘引申上御覽に入れ候處、御通覽の後彌々行在所に御決定の旨、内務省官員より直に御談に付御請申上候。仍て林・櫻井・佐和等の御方々にも、程なく夫々御旅館へ御引取相成、宮内省御用掛小平美近殿

には暫時御残りにて、手代熊谷久平・大工近田市郎平の兩人を召され、御門・御湯殿・御厠等建築方略等御指圖有之、而して御歸宿相成候。就ては翌二十八・九兩日共、小平殿御旅館へ罷出、猶悉しく修繕方等百事伺定め致し候得共、普請方御好の儀は決して無之候。同月三十日には御先發官不殘當地御發車につき、自分儀は軒端まで御見立として罷出御挨拶申上候。

明治十一年九月、今回北陸御巡幸に付本縣下物産を天覽に供し度、依て客十年分賣藥販鬻高概算取調理書可届出段、區務所御巡幸係より御談に付、則同月十五日該屆書上申仕候。

○
這回北陸御巡幸に際し、我が居宅をして當地行在所と被爲定候儀、明治十一年八月御先發官より御談相成候に付、翌九月一日より早々普請に取係り、先づ大工には近田市郎平、左官小島吉郎平、表具師石動源助、石工野崎九平、是等を以て各其頭取となし、諸職人毎日凡そ四十餘人を雇役し、致々盡力致させ居候内、同月十五日迄に工事成功致すべき

様、縣廳より嚴肅御談相成候得共、中々難連、日數二十九日間を経て、九月三十日に至り漸く工事落成致候。又同月二十七日より追々家内の仕抹方に取係り、先づ藥店を南町七十九番地櫻川文次郎方へ相移し、此に於て販賣仕、勝手廻り諸雜具は二十七・八兩日間に、南町八尾與兵衛氏、高岡町高木作平氏の兩家へ預置き、家族は二十八日より上松原町持家へ移居致させ、父并に自分、外に手代熊谷久平・川崎傳七郎都合四人のみ、百事御用辨の爲め、廊下脇明取り小間給仕席に雜居致し居候。偕て御用に付用意致すべく御談の品々、「ターフル」三脚、大釜及竈共一組、三升釜及竈共一組、燭臺十對、蓆盆二十面、行燈十張、金屏風三雙、椅子十脚、帽掛十六口、臺子三組、皆具附鐵瓶風呂共三組、鍾三十個、炭取四個、火箸三對、雜水溜三個、水次三個、水運桶二個、水荷桶一荷、油次三個、摺附木十箇入三包、水瓶一個、茶具一式、茶碗六十個、蠟燭二百五十挺、其他御談外心付の品々、上等燭臺一對、金屏風一雙、手行燈六張、手燭四個、心切・心溜各十個、蠅帳三つ、虫取一個、水漉三個、御行水盥二個、御手洗鉢一個、掛盤火鉢四個、組棚

一個、大紙燭四對、鐵瓶一個、雜水溜二個、椅子十脚、燗昇一個、臺燗昇一個、火箸一對、以上豫備として用意致し置候處、何れも御用に相立満足仕候。斯くて三十日には、全家盡く取形付、玉座を始め諸官員御溜所を取極め、大座敷は則ち玉座にして、佛間を侍從・侍補御席に、父寛次部屋を供進所に、臺子の間を以て近衛士官當直御席に、西の座敷を内廷課御席に、次の八疊の間并小間を併せ内廷課御用御物具入御長持等收斂所に、彦十郎部屋を調度課御席に、東の座敷八疊并六疊の間を併せ、之を御巡幸御用係判任官・宮内省庶務課・同出納課・式部屬御席に、茶の間を内膳御料理場に、臺所上口の間を調度物置に、店を區劃して地方官并區吏御席に、合藥所には御乘輿を納め、傍らに興丁御溜所を設け、買込六疊の間を近衛兵御守衛所に、西の二階浪の間及び丸窓の間を併せ侍醫御局に、同八疊の間を内廷課并御厠課御席に、同六疊の間を内膳課御席、東の二階八疊床の間を大臣・參議・卿・輔・警視御席に、次の八疊の間を御巡幸御用係奏任官・宮内奏任官・式部奏任官・各廳奏任官御席となし、而して供奉の諸官員を初め、其他爲伺天機御參所の方々は、

式臺より御昇降の儀に、且南町二つ水溜の空地へ假に御厩を建て、御乗馬并御馬車馬を繋ぎ、夜中は表に當家の高提灯を點する儀に、夫々相定り、翌十月一日には諸間飾付致し、先づ玉座には床中央に唐物長卓に寒雉作獅子香爐并鶏冠黃桃の置物を供載す。違棚に千鳥蒔繪硯箱を載せ、地板に唐物外藍組文庫に、瑞圖之卷物、陳白陽之卷物、清明上何卷物、文徵明山水之畫帳を歛めて之を置く。琵琶棚に丸鏡を釣り、土縁には生花器古銅薄畑、花は松一種、松江乘運之を挿む。別に文人飾として、古代大机上に大花器を据え、松・山査子二種を置く。次に天然晒木臺に硝子大鉢を載せ、金魚十七足を放水し、次に青銅鳳凰紋鈎附花器に菊・赤實の物二種を掛け、次に盛物籃に松茸・大和柿・百合根の三種を盛り、何れも土縁に配列し、又六方石に春蘭を植込み、之を御手水鉢傍に置く。而して臺子明取り落間に紫檀卓三脚を併置し、大瓶を据え、マルメロ等種々取難ぜ之を活くる。西の座敷床に南極星筆壽星を拜する圖掛物、小間床に瑞圖筆横掛物、廊下脇明取り小間床に唐畫山水の圖掛物、東の座敷八疊の間床に文與可筆梅竹之圖掛物、

西二階浪の間床に陽月澗筆龍之圖掛物、同八疊の間床に陳元坊筆書之掛物、東の二階八疊の間床に益庵筆二行の畫掛物、活花器薄畑、花は梅・嫌・イニシダ二種を挿む。此に於て私方より可仕飾付方は全く相濟み、是より内廷課御物具を以て、尙又玉座を始め夫々御飾裝相成、露路には玉座戸袋の所より西の座敷廂の所まで、及び式臺には臺所入口へ懸け、各御幕を打たせられ、而して御着輦に先だつこと一時間計にして、父并私の兩人へ其筋より御内々を以て玉座等拜見被仰付、謹で奉觀候得共、恐多きを以て爰に其御裝飾之次第記載方を省く。且九月二十九日より門前假圍取拂ひ候に付、萬一痴漢の者ども徒らの所業致し候やも難計、實に懸念の次第につき、右御警固方區長へ出願候處、區長大野木克正殿より此旨縣廳へ御照會被成下、特別を以て巡查一名宛一時交代にして、御着輦の際迄門前御保護被成下候。却說十月二日、此日天氣晴朗一點の曇なく、當市街は一般御着輦の祝意を表し、千門萬戶日章旭日に映じ、管下の人民聖德を仰慕し、鳳輦の照臨を拜迎せんと、老は杖に被扶、幼きは慈母に縋り、遠近會ひ來つて市上に填塞し、

警察官の護衛最も嚴なり。而して御通輦の線路には、御守衛として當營所歩兵禮服を着し、銃を捧げて整列せり。且又當前通には中央に繩張をなし、向側を限り通常通行人の往來を許さる。然處聖上には今曉今石動驛御發輦、津幡驛弘願寺に於て御畫被爲遊、午後二時三十分儀仗整々として當行在所へ御着輦被爲在。此に於て供奉の方々岩倉右大臣には南町眞成社へ、大隈參議には同町室田久平持家に於て森下森八氏方へ、井上參議には同町萬谷忠左衛門氏方へ、徳大寺宮内卿には堤町松本幾太郎氏方へ、松本侍醫には同町中村喜平氏方へ、大山陸軍少輔には片町三嶋茂三郎氏方へ、川路大警視には南町北中久平氏方へ、其他の諸官員にも豫め設けありし箇所へ夫々御投宿相成。又行在所附屬の各課官員方は、豫て當家に設けの席へ御着座相成候。御着輦被爲在候や、直に警視局巡查數名交るる當家前通を御警備有之、御門には地紫白打抜き菊御紋章の御幕を打たせられ、夜中は菊章臺提灯を照らし、近衛兵二名宛交代晝夜御守衛、又買込の間も近衛兵の御警備有之、玉座通路口臺子の間には、近衛士官御一名宛交々御宿直御守護相成居候。

當日は大臣・參議・卿・輔の御方々、并從二位様前田様のみ御參所御目見被爲遊候。而して此夜より御駐輦中は、毎夜軒下に九曜紋付大丸子提灯十數張を點す。翌三日聖上には午前九時御出門にて、縣廳・師範學校及び公園等へ臨御被爲遊、午後三時御還幸相成候。翌四日には午前第八時御出門にて、營所・裁判所・金澤醫學校、及び製糸熱糸兩會社等へ御巡覽被爲遊、午前第十一時半御還幸被爲遊在候。擬又父寛次には、自分の意好を以て森下氏に托誂し、精選金花糖製方四尺石橋の菓子豫て拵置き、乍恐奉供天覽度段内々其筋へ出願仕置候處、此日午後寂覽に供すべき旨被仰渡候に付、直に奉供進候。然る處辱なくも天機に相適ひ、東京へ御持たせ相成べく趣被仰渡、鄙野の微衷畏くも聊か聖意を慰め奉り候やと、父子相共に俱に欣喜、涕覺えず袂を濡し、誠に以て無前の特典無比の光榮を蒙り候次第、感荷之情自ら禁する能はず候。

御駐輦中は大臣・參議の御方々を初め、供奉の諸官員方は勿論、從二位様にも日々御參所御勤務被爲在、又當營所將校方、縣廳・裁判所官員、其他有位の方々には何れも爲伺天

機順次御參所有之、其都度廊下に於て列を整へ、拜謁被爲仰付候様見受候。又御駐轡中百事御用辨方相勤候。斯くて五日には御發轡相成候を以て、宮内省より菊御紋章三組、銀盃組、紅白縮緬三卷、幣二百圓一封、以上三點御下賜相成、謹而奉拜戴候。而して此日午前第七時彌御發轡相成候處、當市町は戸毎に御國旗を掲げて、首尾能く御發轡被爲在候を祝し奉り、人々大敬禮をなして龍駕を奉送す。又市中御通轡之線路御警備御守護方等は、總て御着轡の時に同じ。此に於て自分儀手代川崎傳七郎召連れ、御儀仗の後に從ひ、野々市驛まで供奉仕、同驛にて暫時御小休被爲在候に付、御駐轡中御昵懇被仰下候諸官員の方々へ拜謁仕、厚く御送別の詞申上げ奉り、良久あつて龍顏美はしく御發轡被爲遊候を乍恐奉仰拜、鳳轡の遠く被爲進候に及び遙かに拜辭して、午前第十一時歸宅仕候。又本日非直の供奉諸官員方にも續て御發車相成、地方官并區吏御詰合の方々も追々御引取にて、午後第一時迄に全家御引渡に付、直に櫻川文次郎氏方より藥店を、松原町持家より家族を、夫々引取り、八尾・高木兩氏へ預置候品々の儀は緩々引取り、當日

は手代共初め一同數日來の疲勞を慰し、休業して以て首尾能く御發轡被爲在候を相祝し、杯を舉げて御治世萬々歳を唱ふ。然る處此日午後五時頃、一僕を召連れられたる官員御一名御出にて、行在所御覽相成度御申入に付、則御姓名御伺申上候處、一葉の名刺御差出相成、一等侍講佐々木高行と御座候に付、不取敢御通申上、東の二階大臣方御席跡へ御誘引仕、先づ御茶菓を献上し、夫より玉座を始め、間毎に御案内申上御覽に入れ候處、御復座の上、余は聖上御代理として山形縣下へ巡視を命ぜられ、爲めに鳳轡に相後れ候こと數日間、依て本日は是非聖上に御追從申度取急ぎ來候得共、豫て當行在所は其体裁等百事十分に相整ひ居候段間及居候に付、一覽致さざるは遺憾のことと存じ、茲に足を止めて一泊し、御多忙中を胃し推參せり。而るに今熟々通覽するに、全家の構造美にして且廣く、故に各席の配設方は勿論、玉座の結構等に至つては一も遺る所なく、總て一家にして如此十分其体裁の完備したるは、今日迄未だ嘗て見ざる處の行在所にして、聞きしに勝ること萬々、主上にも定めし叡慮に被爲適候儀と、余に於ても大に満足せ

り。猶此の次第は明日拜謁の上奏上致す可く云云、被爲仰述。仍て私に於ては御褒詞を受け實に愧入申候。乍去斯る僻陋の茅屋御構も無之、畏くも行在所の命を拜するを得、尙且特典の賜物を拜戴せしこと、雷に一身の光榮のみならず、萬世不朽一家の顯榮を蒙り、子々孫々永く此の餘慶身に溢れ、欣々舞踊に不耐候へども、唯恐らくは柴扉雨露を御凌ぎ被爲遊候迄にて、無疆の鴻恩涓埃の報をも圖る能はず、萬事叡慮に適はざるは勿論、却て玉體を瀆し奉り候儀と、之のみ恐懼の至りに耐へず候旨御答申上。而して御酒等献上仕度に付、暫時御休憩被成下候様申上候得共、何か御取急の趣にて、最も御懇懃に御挨拶被爲仰述候て、早々御旅館へ御戻被爲在候。翌六日より玉座跡拜みとして、市中の人々通觀致させ候處、同日曉天より老幼婦女を問はず、拜觀の人々店頭に群集し、南町大半は人馬の通行は更也、實に立錫の地も在らざる様見受け候に付、大戸口より順次屋内へ相通居候處、人々先を爭ひ、終には店口より理不盡にも押入らんとし、其雜沓一方ならず、漸く蔀を卸し之を拒ぐを得、即ち大戸口より相通し、午後第三時に至つて

當日の縦覽を止む。翌七日・八日も亦た斯の如く、來觀を乞ふ者日に多く、雜沓彌甚だしく候に付、九日より斷然參觀を謝絶し、唯親類及び知己の人々、得意先客人等、情實不得止人々に限り内々拜觀致させ候。又宮内省より御下賜の三品、及び行在所の御標一枚、以上四品は之を我家の重寶となし、永世子孫に傳へん爲め、別途桐の櫃を拵へ歛め置き、子孫此賜を奉持して聊かも襲瀆せざる様謹而保護致すべく云云、慎戒の言を書し置候。尙又行在所諸事留一冊調製致置き候。

明治行幸史料解説

我が國本州の日本海沿岸を稱して裏日本といふことがあ
る。太平洋に濱する地域を表日本とするのに對する名だが、
我等はいづれの時から、誰人によつてこの語が用ひられ初
めたかを知らぬ。但し太平洋方面を表とする思想は、日本
が北亞米利加合衆國と相對する地位を占めてから後に起つ
たものであることは言ふまでもなく、隨つて北米との關係
の生じた提督彼理來航以後のことであるが、この用語は尙
それよりもおかれて、明治年間の地理學者によつて採用さ
れ出したものと思はれる。その地理學者が何人であるかも、
詳しく研究するならば、非常の勞力を費さずとも、決定し
得べき問題に相違ない。

我等の住居する石川縣が裏日本の一部であることも、今日
にしては誰も否定するものがなく、寧ろ當然のやうに受け
入れられることになつてゐる。併しながら日本海沿岸とい
へども、肇國の最初から裏であつたといふことは決して無

い。出雲文化華やかにして韓土との交通旺であつた時はい
ふまでもなく、渤海の屢々來航した平安朝初期に至るまで
は、山陰・北陸の地こそ、堂々たる帝國の表玄關であつた
筈である。だがそれから後はいけなかつた。朝鮮も支那も
和蘭も、すべて鎮西一方から入り込むことになつた。武家
の覇府を開いた地も、或は太平洋の入江である瀬戸内海に
近い地點であり、或は直接太平洋の波に岸を洗はせる地方
であつた。この頃から、よし裏日本の語が未だ世に用ひ初
められなかつたにしても、事實北陸道は我が國の裏でもあ
り、隅でもあつた。王化に霑はぬと言へば語弊があらうが、
王化に霑ひ兼ねた事は疑ひ得ぬ。

そのことを證據立てる一方法として、曾て至尊にして北陸
に巡狩せられた方があつたか何うかを考へて見たい。北條
氏が順德天皇を佐渡に播遷しまゐらするの暴舉を敢てした
際、都から越後に至るまで、必ず陸路を取らせられたこと
ゝ思はれるが、この時天皇は既に今上でもなく、隨つて帝
威の尊大を仰ぎ見るべき巡狩でもなかつた。だから明治十
一年、明治天皇がこゝに鸞輿を廻らし給うたことは、我が

國歴史あつてよりこのかた、振古未曾有と申すべき盛事であつたのである。地方の士民が、いかに之に對して感激したことか。彼等は維新の大政變によつて、我が國が天皇親裁の政治になつたことを知つて居た。だが心の奥には封建制を懐かしみ、舊藩侯を慕ふの情もないではなかつた。長い夜は明け離れて居るのであるが、さし昇つた朝日に霞の薄衣が懸つてゐるといふ體たらくであつた。然るに今はどうか。萬乗の至尊が乗らせ給うた馬車の轡が、現實にこの土かの石の上を軋つて走せたではないか。車窓の中にはかしくも龍顔さへ目のあたり拜まれ給うたではないか。我等は直に陛下の赤子であり、帝國の國民であることを直截明瞭に感得せずには居られなかつた。霞は晴れて輝々たる陽光が今し頭上から射るが如く思はれた。この意味に於いて、明治の行幸は、北陸道幾十萬の蒼生が、忘るべからざる所のものであり、又忘れ得ざる所のものでもある。我等がこの行幸に關する史料を保存しようと思ふ念の深いことも、亦かうした理由から出發する。

明治十一年の天皇行幸は、この年五月二十三日太政官から、

來る八月に北陸・東海二道に御巡幸あらせらるべきことを豫告したに初まり、八月十日になつて、本月三十日車駕東京を出發し給ふことが確定したのである。かくて御發轡は豫定の如くに實行せられて、武藏・上野・信濃・越後と順次に進ませられ、聊かの支障もあらせられず、第三十日なる九月二十八日午後五時初めて石川縣の北境なる越中國新川郡境川を渉らせられた。縣令桐山純孝・大書記官熊野九郎はその橋上で奉迎し奉つた。

この頃の石川縣は、越中・加賀・能登及び越前の嶺北を含む所のものであつた。だから、縣内に車駕の駐ませ若しくは進ませられたことは、この後十二日間の久しきに亙るので、泊・魚津・富山・今石動・金澤・小松・丸岡・福井・今庄に御宿泊あらせられ、殊に金澤では十月二日から四日に至る三夜を過し給うた。縣の南境は越前敦賀郡木芽峠であつたが、それを板輿に召して越させ給うたのは、十月九日正午であつた。縣令はこゝで奉送して、尙敦賀の行在所まで鹵簿に供奉した。

この御巡幸全體に關する記録には、供奉員であつた近藤芳

樹氏の陸路通記があり、明治十三年六月には宮内省藏版として出版せられてゐることは周知せられてゐる。石川縣のみに就いては、石川縣廳に藏する所の御通輦日誌があり、

その他の公文書がある。公文書はこの刊本に行幸雜記と題したものであるが、御通輦日誌と共に、殆んど蠶魚のすみかにならんとしてゐる。それを活字にして保存を圖らうとしたのが、この刊本ある所以である。その外に金澤の行在所に當てさせられた中屋家の記録があつたから、それをもこゝに附載して置いた。我等の知る範圍では、今の所この外に史料がないやうに思ふ。

本書刊行の際校訂の任に當つた余は、行幸の明治十一年に六歳であつた筈である。金澤の橋場町から尾張町に右折する北角に生菓子屋があつた。その軒下に立つて、先考と共に鹵簿を拜し奉つた。拜觀者は十重二十重といふ程ではなく、三重四重の程度であつた。鳳輦を牽く二頭の駿馬は、恐しく體軀偉大のものであつて、その頭が生菓子屋の小屋根よりも上にあるやうに思はれた。先考はそれを亞刺比亞馬だと教へて呉れた。勿論實際亞刺比亞馬であつたか何う

かは確かでない。記憶は唯これだけに止つてゐる。

加越能史談會の幹事である氏家榮太郎氏は、余よりは分年長と見える。氏は育英小學校の優等生として、天顔に咫尺して他の一人と共に問答を試みられた。場所は石川縣第一師範學校の樓上に於てであつた。題目は楠正成とその子正行との訣別に就いてであつた。甲が問ひかけると乙がそれに答へるのである。余は氏のこの物語を、實にも明治十一年らしいと思ひながら承つたことがある。

昭和七年十一月

校訂者 日 置 謙

昭和七年十一月廿五日印刷
昭和七年十二月一日發行

金澤文化協會

大體記念
金澤市立圖書館内

第三
限定
部版
六七
號第

印刷所

明治印刷株式會社

金澤市宮岡町九十番地

